

日本司法支援センターの平成21年度及び中期目標期間に係る業務実績評価に関する項目別評価表(案)

中期目標	中期計画の各項目	年度計画(平成21年度)	評価の指標	平成21年度の実績(要旨)	評価(案)	評価理由(案)	評価の指標	中期目標期間の実績(要旨)	評価(案)	評価理由(案)																																							
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置																																															
(1) 総括	(1) 総括	(1) 総括																																															
① 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であること、の利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であること、の利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であること、の利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。	利用者の立場に立った業務遂行への取組状況 H18 : B H19 : B H20 : B H21(自己) : A	平成21年度においては、支援センターの存在や業務内容を国民に周知するという広報の目的を明確にした上で、さらに組織・業務の特性を生かして、①本部・地方事務所連動型広報の実施、②関係機関との更なる連携強化策の展開、③インターネットによる情報発信の強化、④マスコミへの積極的な情報発信、⑤公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成といった戦略的な広報活動を実施した。 以上のように戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数は前年度比約40%増加、民事法律扶助の法律相談援助件数は前年度比約32%増加となったことからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対して、相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたものと考えられ、平成22年2月下旬に実施した認知度調査では、認知度が37.3%と前年度(同24.3%)と比べ大幅に上昇した。 また、高齢者・障害者に対しても、支援センターの役割や業務内容を分かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作し、今後、同DVDを活用して周知を図ることを考えている。 さらに、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情取扱規程」に基づき、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約するなどし、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施し、同研修内容を全職員へ周知した。  ※平成21年度業務実績報告書(以下「実績報告書(21年度)」という。) 26~28ページ参照	B	コールセンターにおける情報提供件数や法律相談援助件数が増加していること、認知度調査の結果が向上したことなどから、支援センターの広報活動に関する各種取組が一定の成果を上げたことは認められる。しかしながら、数値が向上したとは言え、約37パーセントの認知度は決して満足できる数値とは言えない。しかも、認知者の6割(全体の約23パーセント)は「名前だけは聞いたことがあるような気がする」というレベルに止まっている。潜在的な支援センターの利用者、すなわち、支援センターの存在を知らないためにこれを利用できない人に支援センターの存在を周知し、利用を促進するためには、より一層効果的で効率的な広報活動を工夫し、支援センターの認知度向上に努める必要がある。 利用者からの意見・要望を業務改善につなげる取組や、職員に対する接遇研修の実施は適切になされている。高齢者・障害者用DVDの制作など、支援センターへのアクセスに支障のある障害者・高齢者に対する配慮がなされていることは認められ、引き続きこのような取組がなされていくことが期待される。 国民が司法を身近なものとして活用できる社会の実現のためには、支援センターがより多くの国民に知られることが必要不可欠であり、その認知度を高くすることは社会の要請でもあることから、認知度の点は評価に当たっても重点を置くべきであり、いまだ認知度の向上が不十分である以上、他の事項での成果を考慮しても、B評価はやむを得ない。	利用者の立場に立った業務遂行への取組状況 自己評価 : A	支援センターの存在や業務内容を国民に周知するため、ポスター・リーフレットといった刊行物作成、テレビ・新聞といったマスメディア広告やイベント実施に加え、コールセンター利用者の認知媒体調査結果等を踏まえ、①「連動型」広報の実施、②関係機関のニーズを捉えた連携強化策の展開、③インターネットによる情報発信の強化、④公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成といった組織・業務の特性を生かした戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数累計は100万件を超え、民事法律扶助の法律相談援助件数累計も62万件を超えていることからもうかがえるように、相当程度支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、平成20年2月から実施している認知度調査も平成22年2月には37.3%となり、実施初年度と比較すると14.7%上昇し、国民のおよそ3人に1人に支援センターの存在等を認知させた。 また、利用者の立場に立った業務遂行のため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置し、苦情等取扱規程を定めるとともに、業務改善推進ワーキンググループを設置した。 その後、苦情取扱規程に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループ、各課室及び地方事務所へ報告するなどし、同ワーキンググループ等において組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、その内容を本部各課室、地方事務所に周知し、改善への取組を促すなどした。 その他、高齢者・障害者等に対する配慮としては、ホームページに各地方事務所のバリアフリー情報等を掲載したほか、支援センターの役割や業務内容を分かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。  ※第1期中期目標期間業務実績報告書(以下「実績報告書(第1期)」という。) 5・6ページ参照	B	支援センターの存在や業務内容を国民に周知していることなどから、支援センターの広報活動に関する各種取組が一定の成果を上げたことは認められる。しかしながら、数値が向上したとは言え、約37パーセントという認知度調査の結果は決して満足できる数値とは言えない。しかも、認知者の6割(全体の約23パーセント)は「名前だけは聞いたことがあるような気がする」というレベルに止まっている。潜在的な支援センターの利用者、すなわち、支援センターの存在を知らないためにこれを利用できない人に支援センターの存在を周知し、利用を促進するためには、より一層効果的で効率的な広報活動を工夫し、支援センターの認知度向上に向けた取組を行う必要があるが、中期目標期間を通じては、そのような取組が十分ではあったとは評価し難い。 一方、サービス推進室の設置や苦情取扱規程を策定するなど利用者からの意見・要望を業務改善につなげる取組や、高齢者・障害者用DVDの制作など、支援センターへのアクセスに支障のある障害者・高齢者に対する特別の配慮がなされていることは認められる。 支援センターは利用者が紛争の法的解決を目指す際の入口であり、その認知度を高くすることは支援センターのすべての活動の基礎にあり、また社会からの要請でもあることから、業務内容について国民への周知徹底を図ることは、中期目標の達成度合いを評価するに当たっても最も重点を置くべき点であり、いまだ認知度の向上が不十分である以上、他の事項における成果を考慮しても、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢が基本とされてきたとまでは評価できない。以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。																																							
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">○コールセンターにおける情報提供件数</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> <td>平成21年度</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td>128,741</td> <td>220,727</td> <td>287,897</td> <td>401,841</td> <td>1,039,206</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">○民事法律扶助の法律相談援助件数</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> <td>平成21年度</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td>64,837</td> <td>147,430</td> <td>179,546</td> <td>237,306</td> <td>629,119</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">○認知度調査結果</td> </tr> <tr> <td>平成20年2月</td> <td>平成21年2月</td> <td>平成22年2月</td> </tr> <tr> <td>22.6%</td> <td>24.3%</td> <td>37.3%</td> </tr> </table>											○コールセンターにおける情報提供件数					平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計	128,741	220,727	287,897	401,841	1,039,206	○民事法律扶助の法律相談援助件数					平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計	64,837	147,430	179,546	237,306	629,119	○認知度調査結果			平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月	22.6%	24.3%	37.3%
○コールセンターにおける情報提供件数																																																	
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計																																													
128,741	220,727	287,897	401,841	1,039,206																																													
○民事法律扶助の法律相談援助件数																																																	
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累計																																													
64,837	147,430	179,546	237,306	629,119																																													
○認知度調査結果																																																	
平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月																																															
22.6%	24.3%	37.3%																																															

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）									
2		<p>※21年度における内部監査においては、①内部統制の整備状況並びに組織レベルの業務業務処理、会計処理の両面から点検する、②改善を要する点が判明した場合には直ちに対象部門に指摘するとともに、理事長に報告し、措置を求め、③内部監査において明らかになる推奨すべき事項・改善すべき事項等をまとめ、全国的レベルで業務改善に役立てる、④監事監査、法人監査との連携に努めるなどを実施方針とし、対象事務所としては本部のほか、地方事務所については23か所程度（支部・出張所を含む）、地域事務所については5事務所程度を予定した。</p>	<p>コンプライアンス体制の整備状況について H20 : B H21 (自己) : A</p>	<p>コンプライアンス体制については、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。また平成22年1月より情報セキュリティ対策基準が策定され、同基準において情報セキュリティ監査を行うことが定められた。</p> <p>平成21年度においては、本部及び4地方事務所に対する監事定期監査（同20年度は、本部及び1地方事務所）、本部、23地方事務所（支部・出張所を含む）及び5地域事務所（同20年度は、本部、13地方事務所及び4地域事務所）に対する内部監査を実施し、理事長に報告したほか、内部監査の結果については監事にも報告するとともに、地方事務所等には改善事項を指摘して業務方法の改善を図った。また、平成22年1月に情報セキュリティ対策基準を策定し、同基準に基づき3地方事務所に対する情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>※実績報告書（21年度） 10ページ参照</p>	B	<p>既にコンプライアンス体制に関する各種規程は整備されていたところ、これに加え、情報セキュリティ対策基準を策定し、これに基づくセキュリティ監査を実施していることは評価できる。また、昨年度18箇所を上回る29箇所の内部監査、昨年度2箇所を上回る5箇所の監事定期監査を実施し、その結果を業務改善につなげる取組もなされていることも評価できるが、監査の実施数、特に監事定期監査の実施数が十分とはいえない。今後、監査に要する人員等の事情を考慮しつつも、これらの諸点を踏まえ、適切な監査を進めることが期待される。</p>	<p>コンプライアンス体制の整備状況について 自己評価 : B</p>	<p>監査の実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>○平成19年度</td> <td>監事定期監査 3か所</td> <td>内部監査 10か所</td> </tr> <tr> <td>○平成20年度</td> <td>監事定期監査 2か所</td> <td>内部監査 18か所</td> </tr> <tr> <td>○平成21年度</td> <td>監事定期監査 5か所</td> <td>内部監査 29か所</td> </tr> </table> <p>情報セキュリティ監査 3か所</p> <p>※実績報告書（第1期） 6・7ページ参照</p>	○平成19年度	監事定期監査 3か所	内部監査 10か所	○平成20年度	監事定期監査 2か所	内部監査 18か所	○平成21年度	監事定期監査 5か所	内部監査 29か所	B	<p>監事監査規程、役員倫理規程、セキュリティ対策基準などのコンプライアンスに関する各種規程は整備されている上、監査等の結果を業務運営に反映するための制度も整えられている。しかしながら、人員に限られるなどの制約がある中で、年々内部監査の実施数を増やしていることは評価できるものの、中期目標期間を通じて内部監査や監事定期監査の実施数は十分であったとは言えない。支援センターの業務にかかわる不祥事を未然に防ぐためのコンプライアンス体制の整備状況についての取組は十分であったとまでは評価できない。以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>
○平成19年度	監事定期監査 3か所	内部監査 10か所																	
○平成20年度	監事定期監査 2か所	内部監査 18か所																	
○平成21年度	監事定期監査 5か所	内部監査 29か所																	
3	<p>② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。</p>	<p>② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。</p>	<p>② 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成21年度内に1回以上、地方協議会を開催する。</p>	<p>利用者及び関係機関等の意見を参考とした当該地域の実情に応じた業務運営へ向けた地方協議会の開催状況 H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>全国の各地方事務所等において、少なくとも1回以上、合計86回（平成20年度：85回）の地方協議会を開催した。</p> <p>これらの地方協議会においては、支援センターの各業務の説明はもとより、多重債務問題、被害者支援問題、労働問題、被疑者国選問題等のテーマ別による議論を行うなどした。その結果、各地における関係機関・団体等の支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、更なる連携の確保・強化が図られた。また、支援センターの各地方事務所においては、地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談を実施したり、関係機関と共催でのイベント開催や常勤弁護士による地方自治体での講演を実施するなど広報活動を工夫したほか、多重債務問題の解決に向けて、裁判所を始め様々な関係機関・団体に地方協議会への参加を要請して、管内全体を挙げて同問題に取り組む枠組みを作ったりするなど、関係機関の中心的役割を果たすなどの業務改善を行った。</p> <p>※実績報告書（21年度） 28・29ページ参照</p>	A	<p>各地方事務所等で1回以上地方協議会を開催し、開催回数は昨年度を上回っている。地方協議会においては、支援センターの業務内容の説明にとどまらず、テーマ別の議論なども行われており、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。地方協議会の実質的な充実については今後とも更に留意する必要があるが、これまで以上に、関係機関から出された意見や要望を適切に業務改善に反映するよう取り組んでいることが認められ、総合的に見て利用者の意見を参考とした当該地域の実情に応じた業務運営が図られていると評価できる。</p>	<p>利用者及び関係機関等の意見を参考とした当該地域の実情に応じた業務運営へ向けた地方協議会の開催状況 自己評価 : A</p>	<p>全国の地方事務所において、各事業年度に1回以上の地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多重債務問題、消費者被害、労働関係等のテーマ別による議論を行うなどして、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。</p> <p>また、地方事務所においては、地方協議会で関係機関・団体等から出された意見や要望を踏まえ、広報活動の在り方を工夫するなどしたほか、情報提供業務において紹介する関係機関の相談窓口を見直したり、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談の回数を増やすなどの業務改善を行った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 7・8ページ参照</p>	A	<p>全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上地方協議会を開催している。地方協議会においては、支援センターの業務内容の説明にとどまらず、多重債務問題等のテーマ別による議論なども行われており、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。また、各地方事務所において、地方協議会で関係機関・団体から聴取した意見・要望を業務改善に反映するなど、地域の実情に応じた業務運営へ向けて地方協議会を活用していると評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>								

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）
4	③ 支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する。また、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。	③ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を開催する。また、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。	地方協議会等の出席者の人選についての配慮状況 H20 : A H21 (自己) : A	地方協議会の開催に当たっては、地元自治体や裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなどした。 また、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年に顧問会議を設置し、平成21年度においては、平成21年10月27日及び同22年3月8日にそれぞれ開催し、常勤弁護士の活動による関係機関との連携強化の在り方や情報提供業務の在り方、中期計画などについて意見を聴取した。  ※実績報告書（21年度） 28ページ参照	A	地方協議会については、サービスの提供者側である地方自治体や各種士業団体等の関係機関・団体のみならず、サービスの利用者側である犯罪被害者団体等の出席も求めるなど、出席者に偏りのないよう配慮がなされている。また、一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うために、法律家以外の各界の有識者で構成される顧問会議を設置して、昨年度に引き続き、年度内に2回の会合を開催して業務に関する意見聴取を行ったことも評価できる。顧問会議での議論を基に、更なる業務運営の活性化を期待するとともに、今後も、より幅広い層の利用者から、より偏りなく、よりの確に意見を聴取するための取組が期待される。	地方協議会等の出席者の人選についての配慮状況 自己評価 : A	地方事務所において、地方協議会を開催するに当たっては、地元自治体、裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求め、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。 また、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日に顧問会議を設置した。これまでに合計4回開催し、広報活動の在り方、情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方などについて意見を聴取した。  ※実績報告書（第1期） 8ページ参照	A	地方協議会の人選については、サービスの提供者側である地方自治体や各種士業団体等の関係機関・団体のみならず、サービスの利用者側である犯罪被害者団体等の出席も求めて意見を聴取している。また、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の者を含む各界の有識者で構成される顧問会議を本部に設置し、業務に関する意見聴取を行っていることは評価できる。 地方協議会等を開催の際の人選については、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から特段の配慮がなされていると評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
5	④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。 支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切で、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。	④ 常勤弁護士の確保・常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行う。 ・常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する。	契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況 H18 : B H19 : B H20 : B H21 (自己) : B	平成21年4月1日から同22年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計29回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を体験できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、合計9回にわたり、司法試験合格者及び司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。 また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の支援センターの事務所にて28回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。さらに、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法律事務所へのエクスターンシップの受け入れをより活発にすることにより、支援センターの業務内容及び常勤弁護士についての理解を深めてもらい、今後の支援センターの常勤弁護士及び契約弁護士の増員を図るため、各地の支援センターの法律事務所において、合計30回にわたり全国15校の法科大学院生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらう機会を設けた。 このほか、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。 支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールによる常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。  ※実績報告書（21年度） 29～31ページ参照	B	昨年度から引き続き、既登録弁護士に対する採用案内の送付、常勤弁護士が講師となる就職説明会の開催や、司法試験合格発表会場における広報活動の実施、地方事務所における選択型実務修習の受入れなどの活動を行っているが、説明会の回数は昨年度よりも減少している。採用する常勤弁護士の質にも考慮したことは評価できるが、結果として採用人数66名（昨年度からの上乗せ確保人数49名）にとどまっており、十分とは言えない。今後も、認知度の向上に対応した利用増加や司法過疎地域の解消を図るためにも、採用する常勤弁護士の質にも配慮しつつ、確実に所要の常勤弁護士を採用できるよう、更なる採用活動の充実強化が期待される。	契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況 自己評価 : B	各事業年度において、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を全国で実施した上、各地の地方事務所において司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。また、平成19年度以降の各事業年度において、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4000名ないし2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。また、常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行った。 常勤弁護士については、任期付採用とし、その報酬については実務経験年数等において同等の裁判官・検事の給与を参考とした。  ※実績報告書（第1期） 9・10ページ参照	B	各事業年度において、既登録弁護士に対する採用案内の送付、常勤弁護士が講師となる就職説明会の開催、司法試験合格発表会場における広報活動の実施、地方事務所における選択型実務修習の受入れなどの活動は行われている。採用する常勤弁護士の質にも考慮したことは評価できるが、結果として平成21年度末時点で確保した常勤弁護士の人数は200名にとどまっており、必ずしも十分とは言えない。また、採用された弁護士の実務経験年数のバランスにも課題が残っている。第2期中期目標期間においては、認知度の向上に対応した利用増加や司法過疎地域の解消を図るためにも、採用する常勤弁護士の質にも十分配慮しつつ、確実に所要の常勤弁護士を採用できるよう、更なる採用活動の充実強化が期待される。 以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。

○常勤弁護士の採用等実績 (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤弁護士数	24	96	151	200
うち赴任組	24	57	100	149
うち養成中	0	39	51	51
対前年度増分	24	73	59	66
対前年度減分	0	1	4	17

(注) 常勤弁護士数は、各年度末現在の在籍者数である。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
(2) 情報提供・関係機関連携強化	(2) 情報提供・関係機関連携強化 ① 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。	(2) 情報提供・関係機関連携強化 ① 地方事務所単位で平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況 H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A	各地方事務所において、関係機関・団体数にして全国合計7,372件、各地方事務所平均147.4件、窓口数にして全国合計24,638件、各地方事務所平均492.8件のデータを掲載した。 ※実績報告書（21年度） 31ページ参照	A 各地方事務所における関係機関・団体の登録数は、平均約147件を超え、中期計画及び年度計画は達成しており、その点は評価できる。しかし、連携関係の構築といえながらも、当初予定した関係機関と法テラスとの具体的な連携にはいたっていない感がある。相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築について、更なる努力が望まれる。	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況 自己評価 : A+	各地方事務所において、全国平均148.7の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築した。 ※実績報告書（第1期） 10・11ページ参照  ○連携・協力関係を構築した相談窓口設置機関・団体数（平均） 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 143.3 151.5 152.5 147.4	A 各地方事務所において、中期目標期間を通じ、平均68件以上の相談窓口機関・団体との連携・協力関係を構築するという中期計画を大きく上回る平均約148.7件の相談窓口機関・団体と連携・協力関係を構築している。実質的な相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況については、良好であると評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
6	② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数(※)を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 (※) 連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 (各関係機関の連携指数の総和) ÷ (関係機関の総数 × 4) × 100	② 連携指数の上昇 ・内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求め、 ・各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求め、 ・相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数(注)の上昇に努める。 (注) 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。 (「紹介」窓口数 × 1 + 「取次」窓口数 × 3 + 「転送」窓口数 × 5 + 「予約」窓口数 × 8) ÷ 窓口総数	関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況 H20 : A H21 (自己) : A	1 中央レベルでの連携・協力関係の構築 平成21年7月15日、内閣官房司法制度改革推進室が主催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と連携し、出席した16の関係省庁等に対し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。 また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年9月から10月の間、計3回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施（9省庁合計46名が参加）した。 その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。 2 地方協議会の開催 全国の地方事務所、支部において、平成21年度中に合計86回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。 3 連携指数 上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成18年度は1.76、平成19年度は1.98、平成20年度は1.93、平成21年度は1.92となっている。 ※実績報告書（21年度） 31～33ページ参照	A 中央レベル、地方レベルのいずれにおいても、関係機関・団体との連携・協力関係を深める取組がなされている。昨年度に続いて、連携指数は前年度から若干低下したが、その原因は、指数の計算において分母となる相談窓口設置機関の登録総数を増加させる一方で、質の向上という観点から登録内容の見直しを進め、取次先や転送先として適切でない窓口を登録から外したことにあり、実質的に見れば連携関係は向上していると評価できる。連携・協力関係の更なる向上のため、連携指数以外に、情報提供業務に対する関係機関・団体の理解の深まりを客観的に測定する手法の確立に向けた検討も期待される。	関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況 自己評価 : A	支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、i) 紹介、ii) 取次、iii) 転送、iv) 予約の段階があり、i) からiv) になるにつれ、利用者の負担が減り、緊密な連携方法といえる。 連携指数の算出方法は、以下のとおりとした。 (「紹介」窓口数 × 1 + 「取次」窓口数 × 3 + 「転送」窓口数 × 5 + 「予約」窓口数 × 8) ÷ 窓口総数 1. 中央レベルでの連携・協力関係の構築 内閣官房司法制度改革推進室が中期計画期間中に毎年開催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と協力し、出席した16の関係省庁等に対し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。 また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、平成20年度は計4回（8省庁合計62名が参加）、平成21年度は計3回（9省庁合計46名が参加）、法テラスコールセンター見学・説明会を実施した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。 2. 地方協議会の開催 全国の地方事務所では、毎年1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。 3. 連携指数 上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成18年度から平成21年度までの間に0.16上昇した。 ※実績報告書（第1期） 11・12ページ参照  ○連携指数 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 1.76 1.98 1.93 1.92	A or B A 中央レベル、地方レベルのいずれにおいても、関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組がなされている。平成19年度をピークに、連携指数は低下傾向にあるが、その原因は、連携指数の計算において分母となる相談窓口設置機関の登録総数を増加させる一方で、質の向上という観点から登録内容の見直しを進め、取次先や転送先として適切でない窓口を登録から外したことにあり、実質的に見れば、中期目標期間を通じて連携関係は向上していると評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。 B 中央レベル、地方レベルのいずれにおいても、関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組がなされたことは評価できる。平成18年度と平成21年度の各連携指数を比較すれば、その数値は上昇しているが、平成19年度をピークに連携指数は低下傾向にある。この点は実態に即した見直しであるとされるものの、なお他の関係機関等において連携指数が増加している旨の客観的データは十分でない。 以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。
7								

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）												
(3) 民事法律扶助	(3) 民事法律扶助	(3) 民事法律扶助																				
8	① 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。	① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。	① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。	全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況 H18 : B H19 : B H20 : B H21 (自己) : B	平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計78か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は35か所、地域事務所は20か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。 なお、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、民事法律扶助事件又は国選弁護事件を取り扱った。 また、平成21年度末時点で、契約弁護士数は13,401人（前年度比13.5%増）、契約司法書士数は5,090人（前年度比9.0%増）であり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。 ※実績報告書（21年度） 33・34ページ参照	B	新たに常勤弁護士を配置又は増員した55箇所を含む計78箇所の事務所に常勤弁護士を配置し、常勤弁護士を複数名配置する事務所を増加させ、また、民事法律扶助の担い手が少ない地域に近隣の事務所の常勤弁護士を巡回させるなどの取組を行っていることや、契約弁護士、契約司法書士の数も順調に増加していることは評価できる。しかしながら、各地において受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士がなお少なからず存在するという状況の改善は不十分である。支援センターにおいて、契約弁護士・司法書士ごとの受任件数の把握も必ずしも十分とは言えない。今後も、より多くの常勤弁護士を確保してゼロワン地域に常駐させるとともに、既存の契約弁護士・司法書士の受任・受託件数の増加を図り、全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた更なる取組が期待される。	全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況 自己評価 : B	平成21年度までに全国78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置し、各地の支援センター法律事務所にそれぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。また、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、民事法律扶助事件を取り扱った。 平成21年度末における契約弁護士・司法書士数は、弁護士が13,401人、司法書士が5,090人であり、弁護士・司法書士ともに契約数は増加しているが、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。 ※実績報告書（第1期） 12ページ参照	B	平成21年度末までに78箇所の事務所に常勤弁護士を配置し、このうち51箇所に複数名の常勤弁護士を配置している。また、民事法律扶助の担い手が少ない地域に近隣の事務所の常勤弁護士を巡回させるなどの取組を行っていることや、契約弁護士、契約司法書士の数も順調に増加していることは評価できる。しかしながら、常勤弁護士の配置がなお十分とは言えないことに加え、各地において受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士が少なからず存在するという状況は改善されていない。全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた取組は十分であったとは言えない。 以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。	○常勤弁護士を配置した支援センターの事務所の総数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所の総数</td> <td>22</td> <td>56</td> <td>71</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事務所の総数	22	56	71	78
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																		
事務所の総数	22	56	71	78																		
9	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助のニーズの把握に努める。	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。	② 民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査の結果を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始する。	民事法律扶助のニーズを把握するために実施したアンケート調査結果を事業計画に反映するための検討に関する取組状況 H19 : A H20 : A H21 (自己) : A	平成21年9月末に最終的な調査結果を取りまとめ、平成22年3月に冊子として製本した報告書を関係機関等に配布した（なお、同報告書は同年4月に当支援センターのホームページに掲載して国民にも公表し、広範な研究や提言等への活用を図った。） また、取りまとめた調査結果に基づく新たな事業計画策定のため、平成22年1月25日、2月26日、3月30日の計3回、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会、調査を担当した研究者及びセンター職員により、調査結果分析の検討会を実施し、今後の取り組みの方向性などについての意見交換を行った。 ※実績報告書（21年度） 34ページ参照	A	昨年度に実施したアンケート調査の結果を取りまとめて公表した上、その結果を反映した事業計画を策定するため、本年度内に複数回にわたって検討会を開催し、今後の取組について意見交換を行ったことは評価できる。今後は、検討会の人選や回数について工夫しながら、調査結果の分析を更に進め、その結果を踏まえた業務運営計画の企画・立案が期待される。	民事法律扶助のニーズを把握するためのアンケート調査の実施に向けた取組状況及びその結果を事業計画に反映するための検討に関する取組状況 自己評価 : A+	平成20年秋に「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」を実施した。調査対象は、①無作為抽出方法による全国20歳以上の者3,000人、②東京・大阪・京都の路上（ホームレス）及び自立支援施設における262人、③扶助を利用した者1,229人である。調査及び分析結果については平成22年3月に冊子として製本して研究者や関係機関等に配布した。（なお、同報告書は同年4月に支援センターのホームページに掲載して国民に公表し、広範な研究や提言への活用を図った。）また、平成21年度以降、今回の調査で明らかになった法的ニーズを的確に反映し、支援センターへの利用へつながるような事業計画策定に向け検討を開始した。 ※実績報告書（第1期） 12・13ページ参照	A	平成20年度にアンケート調査を実施しているが、その方法は、対象者属性ごとに十分なサンプル数を確保し、面談調査を実施するなど信頼性の高いものと評価できる。平成21年度にはその結果を取りまとめて公表を行った上、その結果を反映した事業計画を策定するため、同年度内に複数回にわたって検討会を開催し、今後の取組について意見交換を行っており、民事法律扶助のニーズ把握に向けた取組は十分であったと言える。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。											

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）																
(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保																								
10	<p>国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢の全国的に均質な確保を図る。</p>	<p>① 契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。</p>	<p>全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた契約弁護士の確保に関する取組状況</p> <p>H18 : B H19 : B H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。</p> <p>また、平成21年5月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部で「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になるようとする弁護士に対して同解説書を配布した。</p> <p>国選弁護人契約弁護士の人数は、平成21年4月1日時点の15,556名から平成22年4月1日時点の17,620名に増加しており、後者は、全国の弁護士の約61%に相当する。</p> <p>国選付添関連業務についても、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、業務の内容等について説明を行った。また、「国選付添関連業務の解説」を、各地方事務所において配布した。</p> <p>※実績報告書（21年度） 17・18、34・35ページ参照</p>	A	<p>弁護士に対する説明会を開催したり、独自の広報用資料や国選弁護等関連業務の解説書の改訂版を弁護士へ配布するなどの取組を行い、昨年度の約57パーセントを上回る、全国の弁護士の約61パーセントに相当する数の国選弁護人契約弁護士を確保した。平成21年度には裁判員裁判制度が開始し、被疑者国選弁護の対象事件の範囲が拡大され、被疑者国選弁護事件の指名通知請求件数が大幅に増加したが、現時点では特段の支障は生じていないことがうかがえる。全国的に均質な国選弁護サービスの実現に向けた契約弁護士の確保状況は良好と評価できる。</p>	<p>全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた契約弁護士の確保に関する取組状況</p> <p>自己評価 : A</p> <p>※実績報告書（第1期） 13・14ページ参照</p> <table border="1"> <caption>○国選弁護人契約弁護士数（含むスタッフ弁護士）</caption> <thead> <tr> <th>平成19年 10月2日現在</th> <th>平成19年 4月1日現在</th> <th>平成20年 4月1日現在</th> <th>平成21年 4月1日現在</th> <th>平成22年 4月1日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,427</td> <td>10,733</td> <td>13,427</td> <td>15,556</td> <td>17,620</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>○国選付添人契約弁護士数（含むスタッフ弁護士数）</caption> <thead> <tr> <th>平成19年 11月7日現在</th> <th>平成20年 4月1日現在</th> <th>平成21年 4月1日現在</th> <th>平成22年 4月1日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>654</td> <td>2,922</td> <td>4,473</td> <td>5,675</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年 10月2日現在	平成19年 4月1日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在	8,427	10,733	13,427	15,556	17,620	平成19年 11月7日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在	654	2,922	4,473	5,675	<p>A or B</p> <p>A 弁護士に対する説明会を開催したり、独自の広報用資料や国選弁護等関連業務の解説書を弁護士へ配布するなどの契約弁護士の確保に向けた取組は十分評価できる。国選弁護人契約弁護士数は、第1期中期目標期間を通じて増加し、全弁護士中に占める割合も大きく増加し、平成22年度初めの時点で全国の弁護士の約61%に達した。平成21年度には裁判員裁判制度が開始し、被疑者国選弁護の対象事件の範囲が拡大され、被疑者国選弁護事件の指名通知請求件数が前年度の8倍強と大幅に増加したが、特段の支障は生じていないことがうかがえる。全国的に均質な国選弁護サービスの実現に向けた契約弁護士の確保状況は良好と評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p> <p>B 弁護士に対する説明会を開催したり、独自の広報用資料や国選弁護等関連業務の解説書を弁護士へ配布するなどの契約弁護士の確保に向けた取組を行っていること、平成22年度初めの時点で全国の弁護士の約61パーセントに相当する数の国選弁護人契約弁護士を確保したこと、被疑者国選弁護事件の指名通知請求件数の大幅増加を受けても特段の支障が生じていないことは評価できる。しかしながら、裁判員制度や被疑者国選弁護事件に確実かつ十分に対応していくためには十分とまでは言えず、今後も、全国的に均質な刑事弁護サービスの実現のため、契約弁護士の確保に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>
平成19年 10月2日現在	平成19年 4月1日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在																						
8,427	10,733	13,427	15,556	17,620																						
平成19年 11月7日現在	平成20年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在																							
654	2,922	4,473	5,675																							
11	<p>常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。</p>	<p>② 常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。</p>	<p>全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた常勤弁護士の確保・配置に関する取組状況</p> <p>H20 : B H21 (自己) : B</p>	<p>平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計78か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は35か所、地域事務所は20か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 35・33ページ参照</p>	B	<p>新たに49名の常勤弁護士を確保したこと、常勤弁護士が配置された78箇所の事務所中、51箇所に複数の常勤弁護士を配置済みであることは評価できるが、裁判員制度の実施及び被疑者国選弁護の対象事件の拡大への確実かつ十分な対応という観点からは十分とは言えない。また、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組も十分とは言えない。今後も、全国的に均質な刑事弁護サービスの実現のため、常勤弁護士の確保に向けた更なる取組が望まれ、新人弁護士の確保に取り組むとともに、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組を一層推進すべきである。</p>	<p>全国的に均質な弁護士確保態勢に向けた常勤弁護士の確保・配置に関する取組状況</p> <p>自己評価 : B</p> <p>※実績報告書（第1期） 14ページ参照</p>	<p>B</p> <p>平成21年度末までに78箇所の事務所に常勤弁護士を配置し、このうち51箇所に複数の常勤弁護士を配置している。また、国選弁護事件の受け手が少ない地域に近隣の事務所の常勤弁護士を巡回させるなどの取組を行っていることは評価できるが、裁判員制度の実施及び被疑者国選弁護の対象事件の拡大への確実かつ十分な対応という観点からは十分とは言えない。また、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組も十分とは言えない。今後も、全国的に均質な刑事弁護サービスの実現のため、常勤弁護士の確保に向けた更なる取組が望まれ、新人弁護士の確保に取り組むとともに、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組を一層推進すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>																		

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策						
12	地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。	<p>① 地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>② 上記①の地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p>	<p>日弁連等との連携協力の下の、実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況</p> <p>H18 : B H19 : B H20 : B H21 (自己) : B</p>	<p>① 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。</p> <p>平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計78か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は26か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成21年度に新設されたのは、4か所である。</p> <p>いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。</p> <p>② 松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記地裁支部に近接する島根地方事務所及び旭川地方事務所配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 35～37ページ参照</p>	<p>B</p> <p>新たに4箇所の司法過疎地域事務所を設置したこと、司法過疎地域の近隣の地方事務所に配置された常勤弁護士による巡回サービスを継続していること、26箇所の司法過疎地域事務所のうち13箇所に複数の常勤弁護士を配置していること等の取組がなされ、実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消に一定の成果を上げていることは評価できるが、実質的ゼロワン地域はいまだに残っており、その解消のめどが立ったとまではいえない。今後も引き続き、実質的ゼロワン地域の解消のための取組が期待される。</p>	<p>12</p> <p>日弁連等との連携協力の下の、実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>B</p> <p>司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域に優先的に設置し、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置した。</p> <p>平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置したが、このうち司法過疎地域事務所は26か所である。いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えた。</p> <p>※実績報告書（第1期） 14～16ページ参照</p>	<p>B</p> <p>中期目標期間を通じて司法過疎地域事務所を設置した結果、平成21年度末までに26箇所の司法過疎地域事務所が設置されたほか、司法過疎地域の近隣の地方事務所に配置された常勤弁護士による巡回サービスも行われており、実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消に向けた努力がなされている。また、平成21年度末の時点で、26箇所の司法過疎地域事務所のうち13箇所に複数の常勤弁護士が配置されるなどの取組がなされ、実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消に一定の成果を上げていることは評価できるが、実質的ゼロワン地域はいまだに残っており、その解消のめどが立ったとまではいえない。実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消のための更なる取組が期待される。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>

○地域事務所の設置実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域事務所数	10	19	26	30
うち扶助国選	4	4	4	4
うち司法過疎	6	15	19	22
うち新基準4号	0	0	3	4
対前年度増分	10	9	7	4
対前年度減分	0	0	0	0

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	
(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援									
<p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p>	<p>① 地方事務所単位で、平均1.2以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。 （※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 （各関係機関の連携指数の総和）÷（関係機関の総数×4）×100</p>	<p>① 地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。</p>	<p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p> <p>H18：A H19：A H20：A H21（自己）：A</p>	<p>犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟するなどし（現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所加盟済み。）、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対する速やかな支援センターの案内・紹介体制確保のため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。</p> <p>また、各地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議・意見交換を行い、犯罪被害者の方々へのリーフレット等の配布依頼をするなど、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。</p> <p>このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関とともに街頭で啓発・広報活動を行い、リーフレット等の配布、ポスターのパネル展示、啓発パレードへの参加、あるいはイベントにブースを設置するなどした。</p> <p>このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。</p> <p>（注）各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。</p>	A	<p>各地方事務所が被害者支援連絡協議会に加盟し、その構成員である機関・団体等を中心にリーフレットを配布し、実務担当者間で協議の場を設ける等の努力を続けている。犯罪被害者週間には共同で街頭広報活動を行う等の活動にも取り組んでいる。連携指数も上昇を続けており、関係機関・団体との連携・協力関係は着実に強化されている。</p>	<p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p> <p>自己評価：A+</p>	<p>（連携・協力関係の構築等） 各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会（※）」に、平成21年度までに、49地方事務所において同協議会（上記協議会が設置されていない1県を除く）に加盟し、協議会の構成員である関係機関・団体等に対し、支援センターの業務内容に対する理解を深めてもらうよう、支援センターが実施している犯罪被害者支援業務の周知を図った。</p> <p>また、犯罪被害者週間における各種啓発活動に積極的に参画するなどし、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど工夫をし、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に、速やかに支援センターを案内・紹介してもらうための連携・協力関係の確保・強化を着実に図ってきた。</p> <p>（※）被害者支援連絡協議会の加盟機関数は、全国平均で約20となっており、本協議会への加盟により、「平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係の構築」は着実に図られた。</p> <p>（弁護士会に対する説明会の実施） 各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所が主催する説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行い、多くの契約弁護士確保のための取組みを行った。</p> <p>また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行ったり、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行なった。</p> <p>その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。</p>	<p>A+ or A</p>	<p>A+ 全国49箇所の地方事務所において被害者支援連絡協議会に加盟した結果、中期計画を大きく上回り、全国平均で約20の犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係が構築されている。連携指数についても、平成18年度から平成21年度までの間、一貫して上昇を続けている。単に被害者支援連絡協議会に参加するのみならず、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場をもうけるなどの工夫を行い、連携・協力関係の確保・増強が着実に図られ、実績を上げている。また、契約弁護士獲得のため、各地方事務所において、積極的に説明会を実施しており、契約弁護士数も大幅に増加している。以上を踏まえ、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況は特に優れていると評価できる。</p> <p>A 全国49箇所の地方事務所において被害者支援連絡協議会に加盟した結果、中期計画を上回り、全国平均で約20の犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係が構築されている。連携指数についても、平成18年度から平成21年度までの間、一貫して上昇を続けている。また、契約弁護士獲得のため、各地方事務所において、積極的に説明会を実施している。犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組は十分であると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>	<p>協議会への参加など様々な取組を通じ、関係機関との連携関係の強さを表す連携指数は、平成18年度から同21年度に1.67から1.74に上昇させ、計画目標の達成が図られた。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
14		<p>② 契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。</p>	<p>契約弁護士の確保に向けた取組状況</p> <p>H21(自己): A</p>	<p>各地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度の施行前から、制度の円滑な導入を図るため、弁護士会と複数回にわたり協議を重ね、制度施行後は、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催の説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行なうことにより、多くの契約弁護士確保のための取組を行った。</p> <p>また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行うとともに、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行った。</p> <p>その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 38ページ参照</p>	<p>A 地方事務所において、関係機関との協議を重ね、弁護士に対して被害者国選弁護関連業務の内容等について説明する機会を設けたり、本部においても、日本弁護士連合会主催の集会に講師として出席し、被害者参加国選弁護士契約締結の要請を行うなどの積極的な取組を行ったことは評価できる。契約弁護士数が昨年度の制度施行時と比較して43.4%増と大幅に増加していることから、契約弁護士の確保に向けた取組状況は良好と評価できる。</p> <p>B 地方事務所において、関係機関との協議を重ね、弁護士に対して被害者国選弁護関連業務の内容等について説明する機会を設けたり、本部においても、日本弁護士連合会主催の集会に講師として出席し、被害者参加国選弁護士契約締結の要請を行うなどの取組を行っている。契約弁護士数も増加しているが、全国の弁護士数に占める割合は低く、被害者国選弁護制度の円滑な運用のためには十分とまでは言えない。今後も、契約弁護士獲得に向けた更なる取組が望まれる。</p>			

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）
3 業務運営の効率化に関する事項	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
(1) 総括	(1) 総括									
<p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p>	<p>① 支援センターは、 ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化 ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化 ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化をそれぞれ図ること等を予定している。</p> <p>支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。</p> <p>そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p>	<p>総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p>	<p>効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p> <p>H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。</p> <p>また、物品等の調達（システム調達、常勤弁護士採用に伴う宿舍・物品等の調達、司法過疎地域等の事務所・物品等の調達等）については、その必要性、内容及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図った（なお、支援センターにおける平成21年度の契約の状況については、実績報告書のとおりでである。）。</p> <p>※実績報告書（21年度） 38・39ページ参照</p>	A	<p>業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、採用・昇級・昇格にも公正なルールを適用するなど、適正な人員配置及び人件費管理が引き続き行われている。</p> <p>物件費等についても、競争性を高めるため、一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることを原則としており、いわゆる少額随意契約による場合も、より安価な金額で契約することを心がけている。全体的に、効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組は良好と評価できる。</p>	<p>効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : A</p>	<p>支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めた。</p> <p>支援センターの業務・システムは、準備段階（平成17年度）において、一般競争入札により、効率的な調達を行っている。中期目標期間における当該業務・システムの追加開発に当たっては、改修項目の緊急性、必要性、相当性及び費用対効果等について検討を行い、真に必要と認められる改修項目のみを実施した。</p> <p>また、当該業務・システムに係る運用支援業務及びアプリケーション保守業務において、業務内容全般の見直し及び作業内容の切り分けを行い、運用支援業務について随意契約から一般競争入札とした。こうした取組により、システム調達において経費の効率化を図った。</p> <p>そのほか、業務運営に係る各種契約についても、効率的かつ円滑な業務運営が行われるよう、適時適切な点検及び見直しを行った。</p>	A	<p>業務開始時から、業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、採用・昇級・昇格にも公正なルールを適用するなど、中期目標期間を通じ、適正な人員配置及び人件費管理が行われている。また、常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化が図られている。</p> <p>業務・システム調達等の物品の調達についても、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性を高めるため、一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることを原則としており、いわゆる少額随意契約による場合も、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を心がけている。全体的に、効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組は良好と評価できる。一般競争入札等の適用の拡大に向けて引き続き適時適切な点検及び見直しが行われることが期待される。また、「もの」の有効利用による物件費の合理化・効率化への取組を行うことも期待される。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>

15

14

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）																									
	<p>② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>						<p>物品等の調達において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとした。</p> <p>また、いわゆる少額随契による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図った。</p> <p>○契約件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争契約</td> <td>96件</td> <td>11件</td> <td>38件</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>うち企画競争</td> <td>—</td> <td>2件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>170件</td> <td>86件</td> <td>99件</td> <td>146件</td> </tr> <tr> <td>うち事務所・宿舍賃貸借契約</td> <td>76件</td> <td>60件</td> <td>74件</td> <td>112件</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務運営については、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があったことから、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 17～20ページ参照</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	競争契約	96件	11件	38件	41件	うち企画競争	—	2件	5件	5件	随意契約	170件	86件	99件	146件	うち事務所・宿舍賃貸借契約	76件	60件	74件	112件	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																													
競争契約	96件	11件	38件	41件																													
うち企画競争	—	2件	5件	5件																													
随意契約	170件	86件	99件	146件																													
うち事務所・宿舍賃貸借契約	76件	60件	74件	112件																													
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化																															
16	<p>① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。</p> <p>① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。</p>	<p>① コールセンターにおける効率的な情報提供 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。</p>	<p>コールセンターにおける情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況</p> <p>H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に行った。運営は民間業者に委託し、平成21年度の契約内容は、平成20年度の実績から、年間受付件数を電話377,267件（前年度比約138%増）、メール24,574件（前年度比約150%増）と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより平成20年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を行った。</p> <p>また、平成21年度は、平成20年度に引き続き専門評価会社によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの運営状況について、第三者による客観的な評価を受けて業務運営の見直しを検討するなど、コールセンター運営のさらなる効率化に努めた。</p> <p>※実績報告書（21年度） 39ページ参照</p>	A	<p>コールセンターにおいて電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に実施している。対前年度比で増加することが見込まれた業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、その他の諸経費を見直し、外部委託費の総額を前年度よりも低額に抑えるなど、サービスの質を低下させずにより低コストで同等のサービスの提供を行うという観点からも適切な取組がなされた。</p> <p>また、昨年度に引き続き、専門評価会社によるコールセンターの品質調査を実施し、コールセンターの運営状況について第三者からの客観的な評価を受けて業務運営の見直しを検討している。全体として、効率的な業務運営を行っているとは評価できる。</p>	<p>15</p> <p>自己評価 : A+</p>	<p>平成18年10月2日の業務開始時から東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に行っている。運営は民間業者に委託しているが、契約の際に前年度の実績から業務量を推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直しを行い、契約金額の低減に努めるなど効率的な業務運営を図った。</p> <p>また、平成20年度及び平成21年度には専門業者によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得て、それらの結果を業務に反映させるための研修やオペレーター等に対する指導を行うよう指示するなど、当センターとして一定の品質の維持・向上に努めた。</p> <p>※実績報告書（第1期） 20・21ページ参照</p>	A	<p>コールセンターにおいて電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に実施している。中期目標期間中に増加した業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、その他の諸経費を見直し、外部委託費の総額を全体に低額に抑えるなど、サービスの質を低下させずにより低コストで同等のサービスの提供を行うという観点からも適切な取組がなされた。</p> <p>また、平成20年度及び平成21年度においては、専門評価会社によるコールセンターの品質調査を実施し、コールセンターの運営状況について第三者からの客観的な評価を受けて業務運営の見直しを行うなど、全体として、効率的な業務運営を行っているとは評価できると評価する。</p>																							



中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
19	・常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。	⑩ 常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。	常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施状況 H20 : A H21 (自己) : A	平成21年度は、平成18年度に採用した常勤弁護士が3年間の任期を満了する年度に当たり、任期更新を行わず退職する常勤弁護士が数名予定されていたことから、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正したほか、事務連絡を发出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルールに加え、退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めた。 また、平成21年度は、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動するために、法律事務所勤務する事務職員が法テラス法律事務所内の事務を円滑に処理できるよう、法テラス法律事務所勤務する事務職員を対象にした業務研修を実施するとともに、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂し、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集を改めて、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。 さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。  ※実績報告書（21年度） 40・41ページ参照	数名の常勤弁護士が任期満了により退職することが予定されていたことから、円滑に退職及び引継ぎができるよう環境を整備したほか、きめ細かな対応をした。すなわち、有償事件の取扱いに関して規程を改正したほか、退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを新たに定めた。また、昨年度から引き続き、業務内容の変化に応じた業務マニュアルの改訂・配布や、本部において常勤弁護士からの問い合わせに対応する相談体制の整備、他の常勤弁護士や経験豊富な専門家弁護士を加えたメーリングリストの整備などを行っており、常勤弁護士が業務に専念し得る環境整備が図られている。	18 常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施状況 自己評価 : A	常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備して、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対して適時適切なアドバイスを行っているほか、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できるようにするため、法律事務所勤務する事務職員のスキルアップを図り、同事務職員を対象にした業務研修を実施した。また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、必要に応じて改訂を重ねた上、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集も作成して、各常勤弁護士に配布するとともに、本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問合せを常時受け付けるなどした。 さらに、常勤弁護士が任期満了に伴って異動する際の事務処理を円滑に行えるようにするため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定め、Q&Aを作成して、常勤弁護士に対し、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示すなどしたほか、任期更新を行わず退職する常勤弁護士に向け、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正し、さらには、事務連絡を发出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルール並びに退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めるなどした。  ※実績報告書（第1期） 23ページ参照	A 本部において、常勤弁護士からの問い合わせに対応する相談体制を整えた上、「常勤弁護士メーリングリスト」を整備して常勤弁護士が他の常勤弁護士や各分野の専門家弁護士から適時適切なアドバイスを受けられる場を提供したり、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成・配布したり、必要に応じて事務連絡を发出して業務に関するルールを策定するなど、常勤弁護士が業務に専念して十分に活動できる環境の整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施に関する取組は十分になされていると評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
20		④ 常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。	常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況 H20 : A H21 (自己) : A	各法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。 また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施した。 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成21年9月又は同22年1月から1年間の任期に合わせ、任期満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施している。 平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。なお、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であり、ゼミ形式の科目を取り入れたブロック別研修も多く、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。 ※実績報告書（21年度） 41・42ページ参照	常勤弁護士又は内定者に対する本部主催の実務研修については、法曹経験のある常勤弁護士を対象とした内定者業務研修1回及び業務研修等4回、新人常勤弁護士を対象とした新任業務研修、定期基礎研修、赴任前業務研修を開催しており、年2回以上の実務研修がなされている。 研修メニューを多様化させ、全国一律の一括研修のみならず、地方の実情等をも反映した、より精緻な研修を行うためのブロック別研修を導入するなど、きめの細かい研修が実施されている。 司法修習終了直後の新人常勤弁護士に対しても、通年の研修スケジュールに基づく研修を行い、常勤弁護士としての基本的な素養の獲得を可能にしている。このような実践的な研修内容を作成している努力は評価できる。引き続き新人常勤弁護士向けの研修メニューの充実が期待される。	常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況 自己評価 : A	各支援センター法律事務所勤務する常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施した。また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施した。 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、支援センター本部における集合研修については、1年間の養成期間に合わせ、期間満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容の通年研修を実施した。 平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修制度を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。なお、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であるため、多くのブロック別研修においてゼミ形式の科目を取り入れ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。 ※実績報告書（第1期） 23・24ページ参照	常勤弁護士又は内定者に対する本部主催の実務研修については、法曹経験のある常勤弁護士を対象とした内定者業務研修及び業務研修等、新人常勤弁護士を対象とした新任業務研修、定期基礎研修、赴任前業務研修を開催しており、年2回以上の実務研修がなされている。研修メニューを多様化させ、全国一律の一括研修のみならず、地方の実情等をも反映した、より精緻な研修を行うためのブロック別研修を導入するなど、きめの細かい研修が実施されている。司法修習終了直後の新人常勤弁護士に対しても、通年の研修スケジュールに基づく研修を行い、常勤弁護士としての基本的な素養の獲得を可能にしている。このような実践的な研修内容を作成している努力は評価できる。常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施についての取組は十分である。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
21	・複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。	⑤ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。 ⑥ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。	包括的な委託の契約締結に向けた取組状況 H19 : A H20 : A H21 (自己) : A	支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。 また、各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。 支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成21年4月1日時点で合計5,022名であったところ、同22年4月1日時点では5,603名であり、増加した。 ただし、平成21年4月から同22年3月までの間に、一括国選弁護人契約に基づき報酬算定がなされた事件の件数は合計65件であり、前年度の合計304件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成20年度は4,553件、同21年度は3,934件である。また、即決事件中の被疑者国選からの継続事件の件数は、平成20年度は2件、同21年度は970件である。）。 ※実績報告書（21年度） 42・43ページ参照	様々な取組の結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、前年度に比べて増加した。なお、一括契約に基づく国選弁護人の指名通知件数は前年度に比べて著しく減少したが、この原因は、即決事件数自体が減少したこと及び即決事件の中で被疑者国選事件からの継続事件が占める割合が大きく増加したことによるものと思われる、支援センターの帰責性は認められない。	包括的な委託の契約締結に向けた取組状況 自己評価 : A	一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなどして、一括契約の増加に努めた。また、各地方事務所において、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選契約弁護士の配点方法を確認した。 一括契約を締結している弁護士数は、平成18年10月2日時点の3,006名から平成22年4月1日時点の5,603名に増加した。 他方、一括契約に基づく報酬算定がなされた件数（対象となった事件の実件数）は、平成18年度（ただし、同年10月2日以降の約半年間）が104件、平成19年度が531件、平成20年度が304件、平成21年度が65件と推移している。 ※実績報告書（第1期） 24ページ参照	様々な取組の結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、中期目標期間を通じて増加した。なお、一括契約に基づく国選弁護人の指名通知件数は、平成19年度をピークに減少に転じているが、この原因は、即決事件数自体が減少したこと及び即決事件の中で被疑者国選事件からの継続事件が占める割合が大きく増加したことなどによると思われる、支援センターの帰責性は認められない。包括的な委託の契約に向けた取組は十分であると評価する。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）			
(4) 司法過疎対策	(4) 司法過疎対策	(3) 司法過疎対策									
22	<p>司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の可否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。</p>	<p>支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。</p>	<p>上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。</p>	<p>司法過疎地域における地域事務所への設置に向けた取組状況</p> <p>H18 : A H19 : B H20 : B H21 (自己) : B</p>	<p>平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計78か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は26か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成21年度に新設されたのは、(7)長崎県の平戸地域事務所、(4)熊本県の高森地域事務所、(7)青森県の八戸地域事務所、(1)高知県の中村地域事務所の4か所である。</p> <p>※実績報告書（21年度） 43、35・36ページ参照</p>	B	<p>4箇所の司法過疎地域事務所を新たに設置したことや、26箇所の司法過疎地域事務所のうち13箇所において複数の常勤弁護士の配置を了したことは評価できるが、いまだに実質的ゼロワン地域は残っており、その解消のめどが立ったとまではいえない。支援センターの業務の補完性や、効果的・効率的な業務運営の観点も踏まえつつも、更なる事務所設置に向けた取組が望まれる。</p>	<p>司法過疎地域における地域事務所への設置に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>21</p> <p>司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮して設置した。</p> <p>平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所の常勤弁護士を配置し、このうち司法過疎地域事務所は26か所設置した。設置された後も、各司法過疎地域事務所を設置した地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮し、常駐する常勤弁護士の数を増減するなどして見直しを行った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 24・25ページ参照</p>	B	<p>中期目標期間を通じ、26箇所の司法過疎地域事務所を設置し、うち13箇所の司法過疎地域事務所には複数の常勤弁護士の配置を了したこと、設置後も適宜見直しを行っていることは評価できるが、いまだに実質的ゼロワン地域は残っており、その解消のめどが立ったとまではいえない。第2期中期目標期間においても、支援センターの業務の補完性や、効果的・効率的な業務運営の観点も踏まえつつも、更なる事務所設置に向けた取組が望まれる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>



中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
							<p>（満足度）            利用者の満足度をより客観的に調査し、業務に反映させるため、以下の利用者アンケートを実施した。平成18年度にはコールセンター利用者アンケートで10段階評価で9.2の評価を得たが、この調査は、サービス提供者（対応したオペレーター）がそのまま利用者に質問して聴取する方法で客観性に問題があったため、その後、①ウェブ・アンケート調査、②コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査、③地方事務所における面談アンケート調査をそれぞれ行った。</p> <p>①ウェブ・アンケート調査            平成19年度から、ウェブによる利用者アンケートを実施した結果は、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度 5段階評価で3.6（有効回答率約0.2%）</li> <li>・同 20年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.2%）</li> <li>・同 21年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.1%）</li> </ul> <p>②コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査            平成20年度から、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行った結果は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度 5段階評価で4.4                ※期間：平成21年2月25日から同年3月24日までの間                有効回答率：7.7%</li> <li>・平成21年度 5段階評価で4.4                ※期間：平成22年2月1日から同月27日までの間                有効回答率：7.2%</li> </ul> <p>③地方事務所における面談アンケート調査            平成20年度から、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼し、回答していただいた結果は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度 5段階評価で4.4                ※期間：平成20年10月1日から同年12月26日までの間                有効回答率：36.9%</li> <li>・平成21年度 5段階評価で4.3                ※期間：平成21年10月1日から同年12月28日までの間                有効回答率：32.6%</li> </ul> <p>※実績報告書（第1期） 25～27ページ参照</p>	<p>B F A Qの情報は、平成18年度から平成21年度までの間に65パーセント増加しており、中期計画が設定した数値を達成している。F A Qの充実に伴う検索速度低下の防止、専門評価会社によるコールセンターの品質調査等、利用者のニーズを反映し、利用者が必要とする情報を迅速に提供するための取組がなされており、情報提供量の増大と検索機能・使いやすさの向上も両立させている。今後は、F A Qの内容を不断に見直すなどして、利用者がホームページ上で容易に必要とする情報にたどり着けるような工夫をするなどの取組を期待する。</p> <p>また、利用者の満足度やニーズを把握するための調査についても、ウェブによる利用者アンケート、コールセンターにおける自動音声質問を活用したアンケート調査、地方事務所における用紙封入型のアンケート調査を行っている。平成20年度及び平成21年度に実施された、コールセンターにおける自動音声質問を活用したアンケート調査の結果、5段階評価でそれぞれ4.4の評価を得たことは評価できるが、調査結果の客観性をより確保できるような方法を検討するなどの工夫が期待される。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）	
24	<p>② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。</p> <p>② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者うち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。</p>	<p>② 即日中の情報提供 ・多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者、若しくはその資格を有する者を配置する。 ・地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に対応する。</p>	<p>地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況</p> <p>H19 : A H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>地方事務所の情報提供窓口に対応専門職員として、主に消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置することによって、質の高い情報提供に努めた。また、多くの地方事務所では、司法書士の協力も得ている。</p> <p>そのほか、地方事務所の情報提供窓口では、来訪した利用者に対し、即日中に情報提供を行い、地方事務所に対応できない場合は他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 45ページ参照</p>	<p>A すべての地方事務所において、消費生活相談資格者等の窓口相談業務経験者を配置して質の高い情報提供を可能とする体制を整備し、予約優先性を採用しつつも、予約なしに来訪した利用者に対しても可能な限り即日中の情報提供を行い、支援センターでは対応できない場合には他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。</p> <p>B すべての地方事務所において、消費生活相談資格者等の窓口相談業務経験者を配置して質の高い情報提供を可能とする体制を整備し、予約優先性を採用しつつも、予約なしに来訪した利用者に対しても可能な限り即日中の情報提供を行っていることは十分評価できるが、中期計画に定められた来訪者全員に対する即日の情報提供は実現できておらず、問題がある。また、本人の希望を確認した上での対応とはいえ、来訪した利用者に対してコールセンターを紹介する等の対応は適切とはいえず、今後、そのような事態の発生を可能な限り防止する方策も検討すべきである。なお、今後は、窓口相談業務経験者の量的質的充実を図るとともに、窓口相談業務経験者が対応できない場合でも質の高い情報提供を行えるよう、一般職員に対する研修を進め、より効率的で質の高い業務運営がなされることを期待する。</p>	<p>A or B</p>	<p>地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況</p> <p>23</p> <p>自己評価 : A+</p>	<p>地方事務所の情報提供窓口に対応専門職員として、主に消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置することによって、質の高い情報提供に努めた。また、多くの地方事務所では、司法書士の協力も得ている。</p> <p>そのほか、地方事務所の情報提供窓口では、来訪した利用者に対し、即日中に情報提供を行い、支援センターでは対応できない場合はコールセンターや他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。</p> <p>※実績報告書（第1期） 27ページ参照</p>	<p>A or B</p> <p>A すべての地方事務所において、消費生活相談資格者等の窓口相談業務経験者を配置して質の高い情報提供を可能とする体制を整備し、予約優先性を採用しつつも、予約なしに来訪した利用者に対しても可能な限り即日中の情報提供を行い、支援センターでは対応できない場合には他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。</p> <p>B すべての地方事務所において、消費生活相談資格者等の窓口相談業務経験者を配置して質の高い情報提供を可能とする体制を整備し、予約優先性を採用しつつも、予約なしに来訪した利用者に対しても可能な限り即日中の情報提供を行っていることは十分評価できるが、中期計画に定められた来訪者全員に対する即日の情報提供は実現できておらず、問題が残っている。また、本人の希望を確認した上での対応とはいえ、来訪した利用者に対してコールセンターを紹介する等の対応は適切とはいえず、今後、そのような事態の発生を可能な限り防止する方策も検討すべきである。なお、今後は、窓口相談業務経験者の質量とも充実に加え、窓口相談業務経験者が対応できない場合でも質の高い情報提供を行えるよう、一般職員に対する研修を進め、より効率的で質の高い業務運営がなされることを期待する。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）		
(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助								
25	<p>① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。</p> <p>② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。</p>	<p>① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込から代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。</p> <p>② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。</p>	<p>迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況</p> <p>H18 : B H19 : B H20 : B H21 (自己) : A</p>	<p>①一件の審査にかかる審査委員の人数について、事案に応じて適正な範囲内でその数を減らすこと、②書面審査を活用することなどの試みを行ってきたところ、①について平成21年度は、原則2名の審査委員による審査が43地方事務所、単独による審査については36地方事務所、審査委員2名及び単独による審査の双方を活用した審査が29地方事務所と、審査方法を合理化して効率を図る方法が定着してきた。②については、すべての地方事務所において書面審査が行われている。その他一部の地方事務所では夜間相談を導入した。</p> <p>しかし、援助実績の急増により、年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間を昨年度と比較すると、短縮されているのは13地方事務所、ほぼ横ばいの状態にあるのが35地方事務所であった。</p> <p>犯罪被害者に対する平成21年度の法律相談援助件数は3,307件で昨年度の約5.7倍、代理援助件数は1,105件で昨年度の約6倍と、援助件数は増えている。また、精通弁護士数は1,822名のうち1,664名（294名増）が民事法律扶助の契約弁護士であり援助提供の体制も充実してきた。</p> <p>※実績報告書（21年度） 45・46ページ参照</p>	B	<p>審査委員の少人数化、書面審査の活用等の各種方策が定着したものの、援助申込みから代理人選任までの期間を短縮できたのは13地方事務所にとどまり、全体的にはほぼ横ばいという結果であった。援助件数自体が大幅に増加したという事情はあるが、このような事情があったとしても、より迅速な援助の提供が可能となるよう、審査体制の更なる合理化を含む、援助申込みから法律相談援助を経て代理援助又は書類作成援助が行われるまでの期間の短縮へ向けた取組が期待される。しかし、年度計画にあるとおり迅速な援助を提供するという観点からも（センター相談の相談枠の増加や、各地方事務所における指定相談場所の積極的な活用、契約弁護士数の少ない事務所には新たに司法書士相談の枠を設置する）などの取組が必要である。すべての地方事務所ですべての犯罪被害者に対する援助実績をあげるなど、犯罪被害者に対する充実した援助が着実に実行されていることについては評価できる。</p>	<p>迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : A</p>	<p>全国的に地方事務所において、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とする、②審査の開催頻度を増加する、③書面審査を活用する、という方法により、援助審査の合理化を図ったことにより、相談待ち日数、申込みから援助開始までの日数は事業開始当時に比べ、相談件数・申込み件数の増加にもかかわらず大幅に短縮した。</p> <p>年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間は、平成19年度は前年度に比してほぼ横ばいで短縮までには至らず、平成20年度は6地方事務所、平成21年度は13地方事務所が前年度より短縮しているおり、中期目標期間を通して、援助件数が毎年度増加しているにもかかわらず、援助申込みから審査実施までの期間は全体としてほぼ横ばいを維持できている。相談待ち日数については、平成20年度は6地方事務所、平成21年度は13地方事務所が前年度に比して短縮しており、同様に全体としてはほぼ横ばいである。特に平成21年度については、前年度に比べ、援助件数が急激に増加しているにもかかわらず、援助申込みから審査実施までの期間は全体としてほぼ横ばいを維持できているが、短縮されるまでには至らなかった。</p> <p>また、平成20年度からは、専門審査委員制度を段階的に導入し、平成20年度は5地方事務所、平成21年度には17地方事務所において運用が開始され、審査当日の審査を充実させて、審査の合理化を図る試みも実施した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 28ページ参照</p> <p>犯罪被害者からの援助申込みについては、平成18年度は半数近くの地方事務所ですらなかったが、平成20年度には全地方事務所ですら実績があり、平成21年度には法律相談援助が3,307件で前年度の約5.7倍、代理援助件数が1,105件で前年度の約6倍と増加している。また、平成21年度末における精通弁護士数は1,822名のうち1,664名が民事法律扶助の契約弁護士であり、専門的知見を有する弁護士の選任など援助提供の体制も充実してきた。</p> <p>その他、改正刑事訴訟法等の施行に伴い、刑事裁判の被告人に対し、損害賠償請求の申立てを行うことのできる「損害賠償命令制度」が、平成20年12月1日導入されたことにより、刑事手続から民事手続までの一連の法的手続等において、経済的に苦しい犯罪被害者が適切に弁護士による法的支援を受けることができるよう、周知を図り、援助につながる利用者数が増加した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 28・29ページ参照</p>	B	<p>中期目標期間を通じ、審査委員の少人数化、審査の開催頻度の増加、書面審査の活用等の各種方策が行われるなど援助審査の合理化が進捗している。しかしながら、ごく一部とはいえ書面審査に消極的な地方事務所が存在していることは否めない。中期目標期間を通じ、援助申込みから審査実施までの期間は短縮には至っていないが、援助件数自体が大幅に増加したという事情があったにもかかわらず横ばいで推移したことは評価できる。より迅速な援助の提供が可能となるよう、審査体制の更なる合理化を含む、援助申込みから法律相談援助を経て代理援助又は書類作成援助が行われるまでの期間の短縮へ向けた取組が期待される。犯罪被害者からの援助申込みに関しては、精通弁護士総数に占める民事法律扶助契約弁護士の比率は上昇し、犯罪被害者からの相談件数、援助件数も大幅に増加しており、犯罪被害者に対する充実した援助について中期目標期間内に大きく改善されたことについては大変評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
26	<p>③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。</p> <p>③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況</p> <p>H20 : B H21 (自己) : B</p>	<p>新規契約弁護士・司法書士を含めた契約弁護士・司法書士に対する研修は各地方事務所ごとに実施しているほか、地方事務所主催の研修会に本部から職員を派遣したり、犯罪被害者支援全国経験交流集会（山形市）及び日本弁護士連合会主催の会員向け講習会、司法書士会の地方会主催研修会に説明者や講師として職員が参加するなどして、民事法律扶助制度の概要、制度利用の際の留意点等について講義を実施した。平成21年度に1回以上の研修を実施した地方事務所は、40地方事務所であった。</p> <p>※実績報告書（21年度） 46・47ページ参照</p>	<p>B</p> <p>昨年度を上回る40箇所の地方事務所において契約弁護士、契約司法書士に対する研修が行われ、うち16箇所では複数回の研修が実施された。また、関係団体主催の研修会等に本部から講師を派遣するなどしたが、すべての地方事務所において継続的な研修がなされているとまではいえない。サービスの質の維持・向上のためには継続的研修は欠かせないため、引き続き、全事務所における体系的・計画的な研修の実施体制の構築を推し進めるとともに、利用者のニーズに対応した分野等における適時適切な研修の実施体制の構築に向けた取組がなされることが期待される。</p>	<p>25</p> <p>契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>各地方事務所において、「民事法律扶助業務の解説」を配布したり、独自の印刷物を配布する等、新規契約弁護士・司法書士を含めた契約弁護士・司法書士を対象とする研修を開催した。各年度内に1回以上の研修を実施した地方事務所は、平成18年度19地方事務所（他22地方事務所）で弁護士会等主催の説明会に参加）、平成19年度18地方事務所（他15地方事務所）で弁護士会等主催の説明会に参加）、平成20年度34地方事務所、平成21年度40地方事務所であった。さらに、本部からも地方事務所での研修や日弁連主催の講習会に講師を派遣しており、また、各地方事務所でも弁護士会主催の説明会に参加したり、独自の工夫を施して研修を行った。質の向上を図る取組を行った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 29・30ページ参照</p>	<p>B</p> <p>契約弁護士・司法書士を対象とする研修を行った地方事務所の数は増加傾向にあるが、平成21年度においても、40箇所にとどまっており、全地方事務所で行われている研修が実施されるには至っていない。また、関係団体主催の研修会等に本部から講師を派遣するなどの取組も行ってはいるが、すべての地方事務所において継続的な研修がなされているとまではいえない。サービスの質の維持・向上のためには体系的継続的研修は欠かせないため、第2期中期目標期間においては、全事務所における所要の研修の実施体制の構築を推し進めるとともに、利用者のニーズに対応した分野等における適時適切かつ実効的な研修の実施体制の構築に向けた取組がなされることが期待される。以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>
27	<p>④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。</p>	<p>④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。</p>	<p>補正予算の趣旨を認識した交付金の使用状況</p>	<p>緊急経済対策経費としての追加的措置を受け、日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力し、年末年越し「雇用と生活」全国一斉緊急総合相談会を実施する等、労働問題・多重債務問題等に関する問題の解決を図った。</p> <p>※実績報告書（21年度） 47ページ参照</p>		<p>26</p> <p>補正予算の趣旨を認識した交付金の使用状況</p>	<p>平成21年度においては、緊急経済対策経費としての追加的措置を受け、日弁連等の関係機関と連携・協力し、年末年越し「雇用と生活」全国一斉緊急総合相談会を実施する等、労働問題・多重債務問題等に関する問題の解決を図った。また、これら扶助制度の周知や相談会の実施等によって、扶助による手続の遂行を求める多重債務者等からの援助申込みの増加に対し、可及的速やかに援助決定を行うに至った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 30ページ参照</p>	
(3) 国選弁護士確保		(3) 国選弁護士確保	(3) 国選弁護士確保					
28	<p>① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。</p>	<p>① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。</p>	<p>① 地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況</p> <p>H18 : A H19 : B H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。</p> <p>※実績報告書（21年度） 48ページ参照</p>	<p>A</p> <p>国選弁護士・国選付添人の選任態勢に関し、支部を含むすべての地方事務所において関係機関との定期的な協議が行われている。協議の場を通じて、迅速かつ確実な国選弁護士選任態勢確保に向けた具体的な取組が行われている地方事務所があることも評価できる。</p>	<p>27</p> <p>裁判所、検察庁及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況</p> <p>自己評価 : A</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において、各年度に1回以上、国選弁護士及び国選付添人の選任態勢等について、関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。</p> <p>※実績報告書（第1期） 30・31ページ参照</p>	<p>A</p> <p>支部を含むすべての地方事務所において、各事業年度に1回以上、国選弁護士・国選付添人の選任態勢に関し、関係機関との定期的な協議が行われている。協議の場を通じて、迅速かつ確実な国選弁護士選任態勢確保に向けた具体的な取組が行われている地方事務所があることも評価できる。以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）			
29	<p>② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。</p>	<p>② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間に、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。</p>	<p>② 地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。</p>	<p>指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況</p> <p>H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。</p> <p>被疑者国選弁護、被告人国選弁護、国選付添人とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補者の指名通知が行われている。特に、被疑者国選弁護においては、ほとんどの事件が指名通知請求の当日中に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものもあるが、約99パーセントの事件で指名通知請求から24時間以内に指名通知が行われている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 48・49ページ参照</p>	A	<p>支部を含むすべての地方事務所において、指名通知請求を受けてから通知するまでの目標時間を設定し、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人及び国選付添人候補者の指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情により当日中に指名通知に至らないものについても、翌日には指名通知が行われており、処理時間の目安に沿った運用がなされている。被告人国選弁護についてはその達成率を客観的に評価できるデータは存しないようであるが、すべての地方事務所においておおむね所定の目標時間内に指名通知が行われているものと認められる。</p>	<p>指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況</p> <p>自己評価 : A</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所における指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの目標時間は、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。また、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。</p> <p>被疑者国選弁護、被告人国選弁護、国選付添人とも、おおむね目標時間内に指名通知が行われている。被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知が行われており、業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、大部分は24時間以内に指名通知が行われている。</p> <p>※実績報告書（第1期） 31ページ参照</p>	A	<p>支部を含むすべての地方事務所において、事件類型別に、指名通知請求を受けてから通知するまでの目標時間内に国選弁護人及び国選付添人候補者の指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情により当日中に指名通知に至らないものについても、翌日には指名通知が行われており、処理時間の目安に沿った運用がなされている。被告人国選弁護においては客観的な達成率のデータはないようであるが、指名通知までの時間の短縮の趣旨は図られていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>
30	<p>③ 国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護人としての活動の充実を図る。</p>	<p>③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>③ 地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施状況</p> <p>H20 : B H21 (自己) : B</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが34か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。</p> <p>また、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所解説書を配布したほか、上記の説明会等の機会を利用するなどして研修を実施した。</p> <p>なお、前年度に、契約弁護士が被疑者国選弁護事件の報酬請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求したという事案が発覚したことを受け、支援センターでは、関係機関と協議の上、平成21年8月から、被疑者国選弁護人が接見をした場合に疎明資料を提出してもらった制度を導入するなど、同種事案の再発防止のための措置を講じるとともに、その旨を契約弁護士に周知した。</p> <p>さらに、一部の地方事務所では、より直接的に国選弁護活動の充実に向けた内容の研修も行った。</p> <p>※実績報告書（21年度） 49・50ページ参照</p>	B	<p>国選弁護人契約弁護士に対し、昨年度を上回る回数の実施等の研修を行ったこと、弁護報酬の不正請求事案の再発防止のための制度の周知を行ったことは評価できるが、形式的な内容にとどまっておらず、十分なものとはいえない。今後は、関係団体と協議するなどして、国選弁護活動の充実を図るという観点から契約弁護士の質の向上に向けた取組について検討すべきである。</p>	<p>国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>支部を含むすべての地方事務所において、各年度に研修を実施した。研修の方法としては、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になるようとする弁護士への解説書の配布、支援センター主催の説明会の実施、弁護士会主催の説明会への参加などを行った。</p> <p>また、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会の機会を利用するなどの方法で実施した。</p> <p>なお、平成20年に契約弁護士による被疑者国選弁護事件の報酬の過大請求事案が発覚したことを受け、支援センターでは、関係機関と協議の上、平成21年8月から、被疑者国選弁護人が接見をした場合に疎明資料を提出してもらった制度を導入するなど、再発防止のための措置を講じた。</p> <p>※実績報告書（第1期） 32ページ参照</p>	B	<p>各地方事務所単位で、各事業年度に、国選弁護人契約弁護士を対象として、（削除）説明会を実施するなどの方法で研修を行ったこと、弁護報酬の不正請求事案の再発防止のための制度の周知を行ったことは評価できるが、その中身は形式的な内容にとどまっておらず、十分なものとはいえない。今後は、関係団体と協議するなどして、国選弁護活動の充実を図るという観点から国選弁護人契約弁護士の質の向上に向けた取組についても検討すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援						
<p>① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。</p>	<p>① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。</p> <p>職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。</p>	<p>① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。</p> <p>② 窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。</p>	<p>被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況</p> <p>H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A</p>	<p>① 全国10か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所での犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。</p> <p>② 平成21年度における犯罪被害者支援業務研修等の内容は、下記のとおり。</p> <p>(7) 担当職員研修（日時：平成21年11月5、6日 場所：本部会議室）</p> <p>【内容】</p> <p>「被害者参加制度の運用状況」、「日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の取組」、「被害者参加を経験して」、「犯罪被害者支援業務実務運用上の留意点」、「犯罪被害者支援センターとの連携について」</p> <p>(イ) 担当職員意見交換会（日時：平成21年11月6日 場所：本部会議室）</p> <p>①内容 犯罪被害者支援業務の実務手順等に関する留意点を再確認するとともに、犯罪被害者等への対応方法、関係機関・団体等との連携方法等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図った。</p> <p>②方法 下記のテーマについて、6つのグループに分かれて検討・協議をした後、各グループごとに集約した意見を発表し、これについて質疑応答、意見交換を行なった。</p> <p>【テーマ】</p> <p>「被害者国選弁護関連業務」、「関係機関との連携の在り方」、「被害者対応時の留意点」、「支援センター内における業務間連携の在り方」、「現行業務の改善すべき点」等</p> <p>(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修</p> <p>地方事務所ごとに、平成19、20年度に実施した担当職員研修の講義内容を収めたDVDや(7)に係る研修資料、当該事務所における対応事例等を用いて研修を実施した。</p> <p>(エ) コールセンターオペレーターが提供するサービスの質の向上に向けた取組犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ適切な情報提供を行うため、日常の業務において、被害者等の対応に際して生じた苦情内容、精通弁護士紹介・取次に関する留意点等について分析するなどし、問題点や改善すべき点をコールセンターオペレーターにフィードバックした。</p> <p>※実績報告書（21年度） 50～52ページ参照</p>	<p>A</p> <p>各地方事務所において犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置している。また、コールセンターのオペレーターを含むその他の職員に対しても、犯罪被害者支援に関する研修を適切に行っている。その結果、改善前70%台だった受電率が90%台に上昇したことは評価できる。</p>	<p>被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : A</p>	<p>(地方事務所の職員の配置)</p> <p>犯罪被害者等からの情報提供のニーズが高い地方事務所に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などによる犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員を配置して、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。</p> <p>また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所での犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応した。</p> <p>これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行い、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供のための体勢の構築を着実に図った。</p> <p>(窓口対応専門職員等に対する研修の実施)</p> <p>主に犯罪被害者支援に関する知識・技能等の習得、地方事務所における犯罪被害者支援業務を行なう上で生じる問題点等に関する検討・協議等を内容とした研修を実施し、地方事務所間における問題意識の共有、犯罪被害者支援業務の全国的な均質化、地方事務所全体における犯罪被害者支援の質の向上等を図ってきた。</p> <p>また、コールセンターオペレーターに対しても、同様に被害者の心情に配慮した電話対応への留意点や問い合わせ対応における課題、刑事手続等の制度等についての研修を実施した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 32・33ページ参照</p>	<p>A</p> <p>各地方事務所において犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置している。また、コールセンターのオペレーターを含むその他の職員に対しても、犯罪被害者支援に関する研修を適切に行ったことで、平成21年度には受電率も90%台に上昇している。被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組は十分である。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）																																																																																
32	② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。	③ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況 H20 : A H21 (自己) : A	<p>犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。</p> <p>1 実施時期：平成22年2月～3月 2 回答機関・団体数：1,286（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等） 3 聴取項目 「支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況」、「支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況」、「支援センターとの連携（紹介・取次等）状況」、「支援センターに対する被害者等からの意見」等</p> <p>支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、93.5%の関係機関・団体において認知されていた（前年度91.9%）。</p> <p>各業務の具体的内容に関する認知度の調査は以下の通りで、いずれも着実に認知度は高まっている。</p> <p>①犯罪被害者支援ダイヤル 犯罪被害者ダイヤルの設置を知っていたこと 82.9%（前年度82.7%） ②犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口についての紹介 ・刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること 83.2%（同73.7%） ・各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること 80.1%（同69.8%） ③精通弁護士の紹介 ・無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること 77.1%（同66.3%） ・犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること 72.7%（同65.0%） ④国選被害者参加弁護士の選定に関する業務 ・国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所へ通知する業務を行っていること 49.5%（同40.4%） ・被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名すること 43%（同34.7%）</p> <p>被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務については、当該制度と民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困っている場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を受けることが可能であることを踏まえ、精通弁護士の紹介に加え、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度等の更なる周知に努めていく必要がある。</p> <p>連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数は2,631名（前年度1,340名）であり、逆に関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数は11,651名（前年度8,473名）であったことから、関係機関との連携がより密なものとなっている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 52・53ページ参照</p>	A	<p>犯罪被害者及びその支援者からの意見・要望を聴取し、今後の業務の質の向上を図るため、すべての地方事務所において、関係機関・団体等に対してアンケート調査を実施した。その結果、すべての項目で前年度より高い認知度が示され、支援センターに対する要望や期待も一層具体的なものとなっている。引き続き関係機関・団体等における支援センターの業務の周知徹底を図るとともに、実際の犯罪被害者からの意見聴取に努めることを期待する。</p>	33	<p>犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況 自己評価 : A+</p> <p>○回答機関・団体（※）数の推移</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>1,289</td> <td>1,376</td> <td>1,254</td> <td>1,286</td> </tr> </table> <p>※弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等</p> <p>○主な認知度結果の推移</p> <p>1 支援センターが犯罪被害者業務を行なっていること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>90.1%</td> <td>91.4%</td> <td>91.9%</td> <td>93.5%</td> </tr> </table> <p>2 犯罪被害者支援ダイヤルの設置について知っていること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>69.7%</td> <td>76.9%</td> <td>82.7%</td> <td>82.9%</td> </tr> </table> <p>3 犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>80.3%</td> <td>81.2%</td> <td>87.8%</td> <td>下記3-1、3-2に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※当該紹介業務の具体的内容（3-1、3-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみたまもの。</p> <p>3-1 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>73.7%</td> <td>83.2%</td> </tr> </table> <p>3-2 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>69.8%</td> <td>80.1%</td> </tr> </table> <p>4 精通弁護士の紹介を行っていることについて知っているもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>68.0%</td> <td>72.2%</td> <td>81.2%</td> <td>下記4-1、4-2に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※当該紹介業務の具体的内容（4-1、4-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみたまもの。</p> <p>4-1 無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>66.3%</td> <td>77.1%</td> </tr> </table> <p>4-2 犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>65.0%</td> <td>72.7%</td> </tr> </table> <p>5 支援センターの紹介により関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>13.0%</td> <td>15.2%</td> <td>18.1%</td> <td>下記5-1に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※関係機関等の利用者で支援センターの紹介を受けた数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と思考した。人数の増加に関しては、5-1のとおり。</p> <p>5-1 支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>1,340人</td> <td>2,631人</td> </tr> </table> <p>6 利用者に対して支援センターを紹介したことがあるもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>23.4%</td> <td>29.7%</td> <td>39.5%</td> <td>下記6-1に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※関係機関等の利用者に対し支援センターを紹介した数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と思考した。人数の増加に関しては、6-1のとおり。</p> <p>6-1 関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>8,473人</td> <td>11,651人</td> </tr> </table>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	1,289	1,376	1,254	1,286	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	90.1%	91.4%	91.9%	93.5%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	69.7%	76.9%	82.7%	82.9%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	80.3%	81.2%	87.8%	下記3-1、3-2に特化（※）	平成20年度	平成21年度	73.7%	83.2%	平成20年度	平成21年度	69.8%	80.1%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	68.0%	72.2%	81.2%	下記4-1、4-2に特化（※）	平成20年度	平成21年度	66.3%	77.1%	平成20年度	平成21年度	65.0%	72.7%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	13.0%	15.2%	18.1%	下記5-1に特化（※）	平成20年度	平成21年度	1,340人	2,631人	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	23.4%	29.7%	39.5%	下記6-1に特化（※）	平成20年度	平成21年度	8,473人	11,651人	A+ or A	<p>A+ 各地方事務所において、各事業年度に1回以上、犯罪被害者及びその支援者からの意見・要望を聴取し、今後の業務の質の向上を図るため、関係機関・団体等に対してアンケート調査を実施した。その結果、ほとんどの項目で毎年認知度の上昇が認められ、支援センターに対する要望や期待も一層具体的なものとなっている。犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組は、特に優れていると評価できる。</p> <p>A 各地方事務所において、各事業年度に1回以上、犯罪被害者及びその支援者からの意見・要望を聴取し、今後の業務の質の向上を図るため、関係機関・団体等に対してアンケート調査を実施した。その結果、ほとんどの項目で毎年認知度の上昇が認められ、支援センターに対する要望や期待も一層具体的なものとなっている。その意味で、犯罪被害者の支援者の意見聴取に関する取組は、特に優れていると評価できる。次期中期目標期間においては、更に実際の犯罪被害者からの意見聴取など犯罪被害者のニーズの把握に向けた取組が進められることが期待される。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。</p>
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
1,289	1,376	1,254	1,286																																																																																							
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
90.1%	91.4%	91.9%	93.5%																																																																																							
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
69.7%	76.9%	82.7%	82.9%																																																																																							
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
80.3%	81.2%	87.8%	下記3-1、3-2に特化（※）																																																																																							
平成20年度	平成21年度																																																																																									
73.7%	83.2%																																																																																									
平成20年度	平成21年度																																																																																									
69.8%	80.1%																																																																																									
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
68.0%	72.2%	81.2%	下記4-1、4-2に特化（※）																																																																																							
平成20年度	平成21年度																																																																																									
66.3%	77.1%																																																																																									
平成20年度	平成21年度																																																																																									
65.0%	72.7%																																																																																									
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
13.0%	15.2%	18.1%	下記5-1に特化（※）																																																																																							
平成20年度	平成21年度																																																																																									
1,340人	2,631人																																																																																									
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																																																							
23.4%	29.7%	39.5%	下記6-1に特化（※）																																																																																							
平成20年度	平成21年度																																																																																									
8,473人	11,651人																																																																																									

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）																		
33	③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。	④ 地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。	④ 地方事務所長は、弁護士会会長から、以下のi)又はii)に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成22年4月1日現在、全国で1,839名（同19年3月31日現在1,185名、同20年3月1日現在1,261名、同21年4月1日現在1,570名）が登録されており、各弁護士会の協力を得ながら着実に増加している。 i) 下記の犯罪被害者等支援に関する業務のいずれかを経験したことがある弁護士 ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務 ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動 ii) 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士犯罪被害者やそのご家族からの問い合わせに応じ、全国の地方事務所合計898件の精通弁護士の紹介を行った。 （平成20年度の紹介件数は696件、19年度は590件、18年度は97件） ※実績報告書（21年度） 53・54ページ参照	A	精通弁護士の名簿登録数及びその紹介件数は順調に増加しており、精通弁護士の確保及び犯罪被害者への紹介業務は適切に遂行されている。今後は、統計データ等を指標として犯罪被害者の総数を把握し、それとの対比で業務の効果測定を行う仕組みを構築するなど業務の質の向上に向けた努力が引き続き期待される。	32	精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組状況 自己評価：A 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、その結果、下記のとおり、精通弁護士名簿搭載者数、及び精通弁護士紹介数は着実に増加している。 ※実績報告書（第1期） 35・36ページ参照 ○精通弁護士名簿搭載者数 <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>1,185人</td> <td>1,261人</td> <td>1,570人</td> <td>1,839人</td> </tr> </table> ○精通弁護士紹介件数 <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>97人</td> <td>590人</td> <td>696人</td> <td>898人</td> </tr> </table>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	1,185人	1,261人	1,570人	1,839人	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	97人	590人	696人	898人	A	中期目標期間を通じ、精通弁護士の名簿登録数及びその紹介件数は順調に増加しており、精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組は適切に遂行されている。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																							
1,185人	1,261人	1,570人	1,839人																							
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																							
97人	590人	696人	898人																							

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価(案)	評価理由（案）	
34	④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。	④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。	⑤ 資力の乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。	犯罪被害者に対する適切な情報提供等の支援へ向けた取組状況 H20 : A H21 (自己) : A	⑤ コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応が行えるよう配慮している。 取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。 また、職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携の在り方等について、各地方事務所における具体的事例による検討等を行った。 なお、平成22年4月1日現在における被害者参加弁護士契約弁護士数（2,219名）のうち、民事法律扶助契約を締結している弁護士は2,039名（約92%）、日本弁護士連合会委託援助契約を締結している弁護士は1,850名（約83%）となっている。  ※実績報告書（21年度） 54ページ参照	A	資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度や日弁連委託援助事業を適切に利用できるよう、犯罪被害者支援にかかわる職員の研修を行ったり、コールセンターと地方事務所間において適切かつ円滑に情報を引き継ぐなどの連携強化に取り組んでいる上、民事法律扶助契約を締結している精通弁護士に取り次ぐなどのきめ細やかな対応がなされており、犯罪被害者に対する情報提供等の支援状況は全体として良好と評価できる。今後は、実際の利用者から意見や要望を聴取し、それを業務に反映し、犯罪被害者に対するより適切な情報提供等の支援が行えるような態勢を構築するなどの取組も期待される。	犯罪被害者に対する適切な情報提供等の支援へ向けた取組状況 自己評価 : A	（被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等） 犯罪被害者等に対し、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度等の新制度について、できる限り平易な言葉を使用したFAQ、犯罪被害者支援リーフレットを作成し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者にリーフレットの適宜配布を依頼するなどして、周知の徹底を図った。 また、上記各制度施行前後に、ほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラム、各種啓発活動に参加するなどの取り組みを行い、上記各制度の周知を図るとともに、ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることによって、制度に係る情報入手・利用に関する利便性を図ってきた。 併せて、コールセンターのオペレーターに上記各制度を周知するとともに、事案に応じて地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャート・ポンチ絵を作成し、研修等を通じて、具体的な事例においてどのように運用されるのかなどについて説明等を行い、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。	A	資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度や日弁連委託援助事業を適切にかかわる職員の研修を行ったり、コールセンターと地方事務所間において適切かつ円滑に情報を引き継ぐなどの連携強化に取り組んでいる上、民事法律扶助契約を締結している精通弁護士に取り次ぐなどのきめ細やかな対応がなされている。 また、国選被害者参加弁護士契約弁護士に対し、業務解説書を配布したほか、説明会を実施するなどの研修も行われている。 全体として、犯罪被害者に対する情報提供等の支援状況は良好と評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
35											

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）				
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策										
36	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。	常勤弁護士が配置された上記1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。	司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況  H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A	常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。 平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。  ※実績報告書（21年度） 55ページ参照	A	司法過疎地域事務所に配置された常勤弁護士が利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、受任事件の配分について合理的な目安を定めた上で、地域の実情に応じた柔軟な各種事件の受任が行われている。常勤弁護士の熱意のある行動と地域に常駐する常勤弁護士だからこそできる地域の実情に適合したサービス提供がなされていることがうかがわれ、これらの点は評価できる。今後も適切に目安の見直しを行い、常勤弁護士がその能力を十分に発揮させ、利用者のニーズに応じていけるような体制の維持が期待される。	司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況  自己評価 : A	34	常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとした。平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であったが、各々の地域の需要に応じて受任したため、地域事務所によってその内訳は様々であった。  ※実績報告書（第1期） 37・38ページ参照	A	中期目標期間を通じ、司法過疎地域事務所に配置された常勤弁護士が利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、受任事件の配分について合理的な目安を定めた上で、地域の実情に応じた柔軟な各種事件の受任が行われている。常勤弁護士の熱意のある行動と地域に常駐する常勤弁護士だからこそできる地域の実情に適合したサービス提供がなされていることがうかがわれ、これらの点は評価できる。今後も適切に目安の見直しを行い、常勤弁護士がその能力を十分に発揮させ、利用者のニーズに応じていけるような体制の維持が期待される。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。
(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化										
37	地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。	地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。	地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況  H18 : A H19 : A H20 : A H21 (自己) : A	全地方事務所において、平成21年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催したことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成21年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は80,297件（前年度比約26%増）であり、関係機関との連携が強化された。  ※実績報告書（21年度） 55ページ参照	A	すべての地方事務所において、平成21年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを付与するとともに、多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、関係機関の理解・協力が一層深まり、平成21年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数が増加（前年度比26%増）するなど、連携関係が強化された。	地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況  自己評価 : A+	35	全地方事務所において、年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催したことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数が、平成19年度は36,218件、平成20年度は63,776件、平成21年度は80,297件と年々増加するなど、関係機関との連携が強化された。  ※実績報告書（第1期） 38・39ページ参照	A	すべての地方事務所において、事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状について具体的なイメージを付与するとともに、多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、関係機関の理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数が年々大幅に増加するなど、連携関係が強化された。地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組は、十分である。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。	

○コールセンターの認知媒体における関係機関の占める件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	36,218	63,776	80,297
対前年度比	-	176.1%	125.9%

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）
5 財務内容の改善に関する事項								
(1) 総括 補助金・寄付金の自己収入増加に努める。			補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況 H18 : B H19 : B H20 : A H21 (自己) : A	平成21年度における寄附金収入は約1億5,000万円であった。 平成21年度における取組としては、前年度に引き続き、広報誌やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、前年度から検討・準備を行っていた新たな寄附金の受入制度を開始し、寄附金等の自己収入の受入れを図った。 新たな寄附金の受入制度としては、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度である「更生寄附」を、平成21年11月から開始し、広報誌等に案内を掲載したほか、法務省を通じて全国の保護観察所、保護司等への周知を行った。また、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みとして、「法テラス・サポーターズクラブ」を同年12月に創設し、入会の申込み、寄附の受入れを開始した。なお、同サポーターズクラブの申込みに当たっては、ホームページからも行えるようにするなどの工夫を図った。 他方、地方公共団体からの補助金については、160万円余りにとどまった。 ※実績報告書（21年度） 10・11ページ参照	A 寄附金収入は前年度から減少したが、前年度から引き続いて寄附募集の広報活動を積極的に行ったり、「更生寄附」や「法テラス・サポーターズクラブ」といった新たな寄附金受入制度を開始するなど自己収入の増加に向けた多様な取組を行ったことは評価できる。 新たな寄附金受入制度は、寄付金額はまだ大きな金額には至っていないが、その宣伝に努めることにより、法テラスの周知に寄与すると考えられるので、この点でも評価できる。	36 補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況 自己評価 : A	寄附金の自己収入増加を図るため、広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するとともに、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めたほか、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の更生に資するための寄附を受入れ制度である「更生寄附」及び個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みである「サポーターズクラブ」を新規に創設した。 また、補助金の自己収入増加を図るため、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めた。 ※実績報告書（第1期） 39ページ参照 ○寄附金・補助金の実績（単位：円）	A or B A 広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載したり、契約弁護士や検察官にしよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなど積極的な広報活動を行っている上、「更生寄附」や「法テラス・サポーターズクラブ」といった新たな寄附金受入制度を開始している。また、補助金の自己収入増加を図るため、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法の趣旨を説明するなどして協力を求めている。寄附金収入については、平成21年度に前年度から減少し、補助金収入については、平成19年度から減少が続いているが、自己収入増加に向けた多様な取組を積極的に行っていることと評価できる。 以上を踏まえ、中期目標を達成したと評価する。 B 広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載したり、契約弁護士や検察官にしよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどの広報活動を行っている上、「更生寄附」や「法テラス・サポーターズクラブ」といった新たな寄附金受入制度を開始している。また、補助金の自己収入増加を図るため、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法の趣旨を説明するなどして協力を求めている。しかしながら、寄附金収入については、平成21年度には前年度から減少し、補助金収入については、平成19年度から減少が続いている。寄附金については、景気の悪化など外部環境の影響によるところが大きいとはいえ、引き続き自己収入の増加に向けた努力を重ねることが期待される。 以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価理由（案）								
39	(2) 民事法律扶助 償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。		償還金収入の確保に向けた取組状況  H20 : B H21 (自己) : A	<p>初期滞納者に対する督促を充実させるため、平成21年度からコンビニ督促の回数を、初回及び3か月連続滞納者から初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者に増やしたところ、初回及び3か月連続滞納者からの償還金2億1,592万5,833円に対し、初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者からの償還金は5億926万9,832円という成果が得られた。</p> <p>また、長期未収納者（滞納1年以上34,538件）に対し手紙による督促を実施したところ、4,269人（12.3%）が償還を再開し約7,400万円の償還を得ることができた。</p> <p>これらの取組の結果、平成21年度の償還金は97億3,381万2,492円となり、同20年度（83億8,172万4,557円）と比較すると13億5,208万7,935円増加した。</p> <p>※実績報告書（21年度） 16ページ参照</p>	<p>A 初期滞納者や長期未収納者に対する督促を充実させるなどの工夫を行い、前年度を上回る償還金収入を得ることができたこと、償還金収入の確保に向けた取組は着実に進んでいることは評価できる。</p> <p>B 初期滞納者や長期未収納者に対する督促を強化し、償還金収入額が増加したことは認められるが、平成21年度中に書類作成援助及び代理援助件数が大幅に増加し、立替金債権自体が増加したことを考慮すると、督促強化による効果を過大評価することはできない。支援センターとして償還金の回収率の改善に努めていることは理解できるものの、償還金収入確保に向けた更なる工夫と努力を行う必要がある。加えて、あるべき償還率を算定し、償還業務の客観的な評価を可能にするシステムを早急に構築する必要がある。</p>	<p>償還金収入の確保に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>初期滞納者に対する督促が有効であることから、平成21年度はコンビニ督促の回数を、初回及び3か月連続滞納者から初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者に増やしたところ、初回及び3か月連続滞納者からの償還金約2億1,592万5,833円に対し、初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者からの償還金は5億926万9,832円という成果が得られた。また、長期未収納者（滞納1年以上34,538件）に対し督促を実施したところ、4,269人から7,400万円の償還を得ることができた。その他、各地方事務所においても、各地の実情に応じて償還率を向上させるために適切な督促を行った。これらの結果、平成21年度は97億3,381万2,492円（前年度より13億5,208万7,935円増）の償還金収入を得た。</p> <p>また、電話督促態勢の整備に向けた費用対効果予測のため、外部委託業者による電話による入金案内試行を実施した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 39・40ページ参照</p> <p>○償還金の推移（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,564,719</td> <td>7,579,692</td> <td>8,381,724</td> <td>9,733,812</td> </tr> </tbody> </table>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	6,564,719	7,579,692	8,381,724	9,733,812	<p>B 不良債権の増大化などを受け、平成20年度における業務実績評価の際、当委員会として、支援センターに対し、償還金収入の確保に向けた課題につき、早急に、目に見える形で実効性のある対策を講じることを強く要請したところであるが、平成21年度には、支援センターにおいて、初期滞納者や長期滞納者に対する督促を充実させるなどの工夫を行い、平成20年度を相当上回る償還金収入を確保したことは認められるが、平成21年度中に書類作成援助及び代理援助件数が大幅に増加し、立替金債権も増大したことを考慮すると、平成21年度における償還金収入額の増加のうち、督促強化等による効果がどの程度あったのかは不明であると言わざるを得ない。中期目標期間を通じて、支援センターとして償還金の回収率の改善に努めていることは理解できるものの、償還金収入確保に向けた更なる工夫を行う必要がある。次期中期目標期間においては、償還率の向上ないし滞納率の引き下げを客観的に検証できるようなシステムを構築することも課題である。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度													
6,564,719	7,579,692	8,381,724	9,733,812													
40	(3) 司法過疎対策 ① 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。  ② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。		司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政的支援獲得に向けた取組状況  H20 : A H21 (自己) : B	<p>平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計78か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は35か所、地域事務所は20か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。</p> <p>※実績報告書（21年度） 35・36ページ参照</p>	<p>B 有償事件のニーズが大きい実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域4箇所に司法過疎地域事務所を新設したが、司法過疎地域事務所全体での有償事件処理による事業収益は前年度から減少している上、地方公共団体等からの財政的支援の獲得実績はなく、全体としてはまだまだ努力の余地がある。</p>	<p>司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政的支援獲得に向けた取組状況</p> <p>自己評価 : B</p>	<p>司法過疎地域事務所における有償事件の受任による自己収入額は、平成20年度までは増加したが、平成21年度については、前年度より約7000万円減少した。この理由としては、民事扶助・国選事件数の増加に伴い、受任事件に占める有償事件の割合が低下したこと、過払い案件の減少により事件1件あたりの収益が減少したことなどが考えられる。</p> <p>今後は、各地域のニーズに応じて事件を受任しつつ、より一層の常勤弁護士の業績向上を図り、自己収入額の増加に努めたい。</p> <p>これまで、地方公共団体その他関係機関・団体から財政的支援を受けた実績としては、佐渡地域事務所において、佐渡市役所から事務所を使用賃借した例がある。</p> <p>今後は、地方公共団体その他関係機関・団体との連携を深め、支援センターの業務に対する理解・協力をより一層仰ぎ、更なる財政的支援の獲得に努めたい。</p> <p>※実績報告書（第1期） 40・41ページ参照</p>	<p>B 有償事件のニーズが大きい実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域に司法過疎地域地方事務所26箇所をもうけた結果、平成20年度には有償事件受任による事業収益約4億円を計上することができたものの、平成21年度においては、地域事務所数が増えたにもかかわらず、事業収益額が減少している。この点は民事法律扶助事件の増加や過払い案件の減少などを理由とするものと考えられるが、自己収入の増加に向けた取組はなお十分であるとは言えない。地方公共団体等からの財政的支援の獲得実績も乏しく、全体としてはまだまだ努力の余地がある。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。</p>								

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）
6 その他業務運営に関する重要事項	4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	5 予算、収支計画及び資金計画								
41	業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。  (1) 予算  (2) 収支計画  (3) 資金計画		予算・収支計画・資金計画の実施状況  H18 : A H19 : B H20 : A H21 (自己) : A	別紙1～3のとおりである。	A	常勤弁護士の採用数が少なかったことによる人件費相当の経費減が生じた一方で、支出については、一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っており、全体としては、予算の執行として良好なものと認める。平成21年度補正予算により追加的に25億円の交付金を措置されたにもかかわらず、最終的には約13億円弱もの余剰を出した点は問題であるが、その主な原因は、補正予算要求時には想定できなかったその後の収入増及び執行額の節減が生じたことであり、一応、合理的な理由が認められる。	予算・収支計画・資金計画の実施状況  自己評価 : A	予算、収支計画、資金計画に対する実績については、別紙のとおりである。平成21年度は、民事法律扶助の需要急増に対応するため、25億円の補正予算を確保した。	A or B	A 中期目標期間を通じ、常勤弁護士の確保数が予定よりも少なかったことによる人件費相当の経費減が生じた一方で、支出については、一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っている。全体として、中期計画予算の執行として良好なものであり、予算・収支計画・資金計画の実施についての取組は十分である。 以上を踏まえ、中期目標期間を達成したと評価する。  B 中期目標期間を通じ、支出については、一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っている。しかしながら、平成21年度補正予算により追加的に25億円の交付金を措置されたにもかかわらず、同年度末に約13億円弱もの余剰を出した点は問題であるが、その主な原因は、補正予算要求時には想定できなかった、その後の収入増分及び執行額の節減分であり、一応、合理的な理由が認められる。 以上を踏まえ、中期目標期間をおおむね達成したと評価する。
		5 短期借入金の限度額	6 短期借入金の限度額	短期借入金の状況	該当なし。			短期借入金の状況	中期目標期間における短期借入れの実績はなかった。	
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。	7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。								
	7 剰余金の使途	8 剰余金の使途	剰余金の使途についての状況	該当なし。			剰余金の使途についての状況	該当なし。		

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成21年度）	評価の指標	平成21年度の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）	評価の指標	中期目標期間の実績（要旨）	評価（案）	評価理由（案）
42	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項								
	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。	業務量の増大を踏まえた計画的な物的体制の拡充に関する取組状況 H18 : B H19 : B H20 : A H21 (自己) : A	被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。具体的には、平成21年度に新設した各事務所の設置に当たり、物件選定時に、業務量拡大を踏まえ、配置を要する常勤弁護士及び職員の数並びに業務を効率的かつ円滑に実施するためのレイアウト配置を考慮した面積を確保するとともに、法律事務所開業後の事件数の推移とこれに伴う人員配置の変更に応じたレイアウト変更等の施設改修や物品調達を行うなど、昨年度に引き続き、きめ細やかな対応を行った。 ※実績報告書（21年度） 58ページ参照（センターの本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、同報告書【資料1】のとおりである。）	A	被疑者国選弁護事件の対象拡大に伴う業務量増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所スペースの増加やレイアウトの変更等が行われている。	40 被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な物的体制の拡充に関する取組状況 自己評価 : A	平成18年10月の業務開始に当たり、各地において、利用者の利便、賃貸条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した（77事務所）。 その後、裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した（新設20事務所、改修61事務所）。 ※実績報告書（第1期） 42ページ参照	A	平成21年度に実施された裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の対象拡大に伴う業務量増大を踏まえ、それに対応できるように、事務所のスペースを増加したり、レイアウトを変更するなどの施設・設備整備が行われている。被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大にも特段の支障なく対応することができていると考えられ、計画的な物的体制の拡充に関する取組は十分に図られたものと評価できる。 以上を踏まえ、中期目標期間を達成したと評価する。
43										
	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。 支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を踏まえ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。 併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。	業務量の増大を踏まえた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況 H20 : B H21 (自己) : B	平成21年度には、新たに49名の常勤弁護士を確保し、合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。 常勤職員については、平成18年4月10日の設立以降、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。人事管理についても適正な管理に努めており、平成21年度においては、人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を勤奨手当及び昇給に反映させたほか、1級ないし5級在職者を対象とした昇格試験及び事務局長クラスを始めとした地方事務所相互間を含む広範な人事異動計画を策定し、組織の活性化を図った。 ※実績報告書（21年度） 59・60ページ参照	B	常勤弁護士については、今年度は新たに49名を確保したものの、被疑者国選弁護事件の対象拡大や裁判員裁判への対応のためだけでなく、司法過疎地域の解消という目的を達成するためには更なる常勤弁護士が必要であり、その確保に向けた取組が期待される。常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成にも配慮がなされている。職員の給与体系や人事評価システムも、職員の能力を反映したものであるよう工夫されている。	41 裁判員裁判開始等に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況 自己評価 : B	平成21年度までに合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。 常勤職員についても、平成18年4月10日の設立以降、司法過疎地域における地域事務所開設、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件などの業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。 ※実績報告書（第1期） 42～44ページ参照	B	平成21年度に実施された裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護事件の対象拡大を踏まえ、平成21年度末において200名の常勤弁護士を確保したものの、被疑者国選弁護事件の対象拡大や裁判員裁判への対応のためだけでなく、司法過疎地域の解消という目的を達成するためには更なる常勤弁護士が必要であり、質量を兼ねそろえた人員の確保に向けた取組が期待される。併せて、常勤弁護士の質の面の充実を図る採用計画の立案が求められる。常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成にも配慮がなされている。職員の給与体系や人事評価システムも、職員の能力を反映したものであるよう工夫されている。 以上を踏まえ、中期目標をおおむね達成したと評価する。